

那覇市公報

第 1 5 1 7 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 928
- 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 954

規 則

- 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第4項の規則で定める者及び規則で定める額を定める規則 (人事課) 957
- 那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 959
- 那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 972

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について (総務課) 982
- 平成21年度上半期那覇市の財政 (平成21年9月30日現在) (財政課) 985
- 那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について (人事課) 999

公 告

- 那覇市都市計画公聴会の開催について (都市計画課) 1001
- 那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の原案について (都市計画課) 1002
- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 1003
- 那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について (管財課) 1003

上下水道局規程

- 那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程 (上下水道局総務課) … 1005

上下水道局公告

- 平成 2 2 年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の追加受付について (上下水道局契約検査課) … 1006

教育委員会規則

- 那覇市営奥武山体育施設条例施行規則 (生涯学習部総務課) … 1008

教育委員会訓令

- 那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令 (生涯学習部総務課) … 1016

選挙管理委員会告示

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について … 1017
- 那覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について … 1017
- 那覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者署名簿の署名をした者の総数等について … 1018

条 例

那覇市条例第39号

平成21年11月27日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市職員の給与に関する条例(昭和58年那覇市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては<u>100分の140</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3～5 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の67.5(管理職員にあつては、100分の87.5)</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては<u>100分の145</u>を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあつては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては<u>100分の125</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3～5 [略] (勤勉手当) 第26条の4 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の62.5</u>を乗じて得た

3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	額(管理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の82.5を乗じて得た額)の総額を超えてはならない。 3～5 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	321,100	367,200	414,800
2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300
3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800
4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300
5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600
6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000
7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400
8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800
9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100
10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400
11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700
12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000
13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200
14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200
15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200
16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200
17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200
18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000
19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800
20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600
21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400
22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900
23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400
24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900
25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400
26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800

27	175, 600	233, 100	272, 000	316, 800	346, 300	376, 500	427, 900	467, 200
28	177, 300	234, 900	273, 900	318, 900	348, 300	378, 500	429, 500	468, 600
29	178, 800	236, 500	275, 800	320, 900	350, 200	380, 500	431, 200	469, 800
30	180, 600	238, 000	277, 700	323, 000	352, 100	382, 400	432, 500	470, 600
31	182, 400	239, 500	279, 600	325, 100	354, 000	384, 300	433, 800	471, 400
32	184, 200	241, 000	281, 500	327, 200	355, 900	386, 200	435, 100	472, 200
33	185, 800	242, 500	283, 200	329, 100	357, 800	388, 000	436, 400	473, 000
34	187, 300	244, 000	285, 100	331, 200	359, 600	389, 700	437, 700	473, 800
35	188, 800	245, 500	287, 000	333, 300	361, 400	391, 400	439, 000	474, 600
36	190, 300	247, 100	288, 900	335, 400	363, 200	393, 100	440, 300	475, 400
37	191, 600	248, 400	290, 600	337, 300	365, 100	394, 800	441, 600	476, 200
38	192, 900	250, 000	292, 400	339, 300	366, 600	396, 000	442, 500	477, 000
39	194, 200	251, 600	294, 200	341, 300	368, 100	397, 200	443, 400	477, 800
40	195, 500	253, 200	296, 000	343, 300	369, 600	398, 400	444, 300	478, 600
41	196, 900	254, 600	297, 900	345, 200	371, 100	399, 600	445, 100	479, 400
42	198, 200	256, 000	299, 600	347, 100	372, 300	400, 800	445, 900	480, 200
43	199, 500	257, 400	301, 300	349, 000	373, 500	402, 000	446, 700	481, 000
44	200, 800	258, 800	303, 000	350, 900	374, 700	403, 200	447, 500	481, 800
45	202, 000	260, 100	304, 700	352, 800	375, 700	404, 200	448, 300	482, 600
46	203, 300	261, 500	306, 400	354, 400	376, 600	404, 900	449, 100	
47	204, 600	262, 900	308, 100	356, 000	377, 500	405, 600	449, 900	
48	205, 900	264, 300	309, 800	357, 600	378, 400	406, 300	450, 700	
49	207, 100	265, 600	311, 300	359, 300	379, 400	407, 100	451, 300	
50	208, 200	266, 900	312, 900	360, 500	380, 200	407, 800	452, 100	
51	209, 300	268, 200	314, 500	361, 700	381, 000	408, 500	452, 900	
52	210, 400	269, 500	316, 100	362, 900	381, 800	409, 200	453, 700	
53	211, 600	270, 600	317, 800	363, 900	382, 700	410, 000	454, 300	
54	212, 600	271, 900	319, 400	365, 000	383, 400	410, 700	455, 100	
55	213, 600	273, 200	321, 000	366, 100	384, 100	411, 400	455, 900	
56	214, 600	274, 500	322, 600	367, 200	384, 800	412, 100	456, 700	
57	215, 600	275, 700	324, 100	368, 100	385, 500	412, 800	457, 300	
58	216, 600	276, 800	325, 300	368, 800	386, 200	413, 500	458, 100	
59	217, 600	277, 900	326, 500	369, 500	386, 900	414, 200	458, 900	
60	218, 600	279, 000	327, 700	370, 200	387, 600	414, 900	459, 700	
61	219, 600	280, 200	328, 800	370, 800	388, 100	415, 500	460, 300	
62	220, 600	281, 200	329, 800	371, 500	388, 800	416, 200		
63	221, 600	282, 200	330, 800	372, 200	389, 500	416, 900		
64	222, 600	283, 200	331, 800	372, 900	390, 200	417, 600		
65	223, 400	284, 200	332, 700	373, 400	390, 700	418, 100		
66	224, 400	285, 100	333, 500	374, 100	391, 400	418, 800		
67	225, 400	286, 000	334, 300	374, 800	392, 100	419, 500		
68	226, 500	286, 900	335, 100	375, 500	392, 800	420, 200		
69	227, 300	287, 900	336, 000	376, 000	393, 300	420, 700		
70	228, 100	288, 700	336, 700	376, 700	394, 000	421, 400		

71	<u>228,900</u>	<u>289,500</u>	<u>337,400</u>	<u>377,400</u>	<u>394,700</u>	<u>422,100</u>
72	<u>229,700</u>	<u>290,300</u>	<u>338,100</u>	<u>378,100</u>	<u>395,400</u>	<u>422,800</u>
73	<u>230,500</u>	<u>291,100</u>	<u>338,600</u>	<u>378,600</u>	<u>395,900</u>	<u>423,300</u>
74	<u>231,200</u>	<u>291,600</u>	<u>339,200</u>	<u>379,300</u>	<u>396,600</u>	<u>424,000</u>
75	<u>231,900</u>	<u>292,100</u>	<u>339,800</u>	<u>380,000</u>	<u>397,300</u>	<u>424,700</u>
76	<u>232,600</u>	<u>292,600</u>	<u>340,400</u>	<u>380,700</u>	<u>398,000</u>	<u>425,400</u>
77	<u>233,400</u>	<u>293,000</u>	<u>340,800</u>	<u>381,200</u>	<u>398,500</u>	<u>425,900</u>
78	<u>234,200</u>	<u>293,400</u>	<u>341,300</u>	<u>381,800</u>	<u>399,200</u>	
79	<u>235,000</u>	<u>293,800</u>	<u>341,800</u>	<u>382,400</u>	<u>399,900</u>	
80	<u>235,800</u>	<u>294,200</u>	<u>342,300</u>	<u>383,000</u>	<u>400,600</u>	
81	<u>236,500</u>	<u>294,500</u>	<u>342,800</u>	<u>383,700</u>	<u>401,100</u>	
82	<u>237,200</u>	<u>294,900</u>	<u>343,300</u>	<u>384,300</u>	<u>401,800</u>	
83	<u>237,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,800</u>	<u>384,900</u>	<u>402,500</u>	
84	<u>238,600</u>	<u>295,700</u>	<u>344,300</u>	<u>385,500</u>	<u>403,200</u>	
85	<u>239,400</u>	<u>296,000</u>	<u>344,800</u>	<u>386,200</u>	<u>403,700</u>	
86	<u>240,100</u>	<u>296,400</u>	<u>345,300</u>	<u>386,800</u>		
87	<u>240,800</u>	<u>296,800</u>	<u>345,800</u>	<u>387,400</u>		
88	<u>241,500</u>	<u>297,200</u>	<u>346,300</u>	<u>388,000</u>		
89	<u>242,300</u>	<u>297,500</u>	<u>346,700</u>	<u>388,700</u>		
90	<u>242,800</u>	<u>297,900</u>	<u>347,200</u>	<u>389,300</u>		
91	<u>243,300</u>	<u>298,300</u>	<u>347,700</u>	<u>389,900</u>		
92	<u>243,800</u>	<u>298,700</u>	<u>348,200</u>	<u>390,500</u>		
93	<u>244,100</u>	<u>298,900</u>	<u>348,500</u>	<u>391,200</u>		
94		<u>299,300</u>	<u>349,000</u>	<u>391,800</u>		
95		<u>299,700</u>	<u>349,500</u>	<u>392,400</u>		
96		<u>300,100</u>	<u>350,000</u>	<u>393,000</u>		
97		<u>300,300</u>	<u>350,300</u>	<u>393,700</u>		
98		<u>300,700</u>	<u>350,800</u>	<u>394,300</u>		
99		<u>301,100</u>	<u>351,300</u>	<u>394,900</u>		
100		<u>301,500</u>	<u>351,800</u>	<u>395,500</u>		
101		<u>301,700</u>	<u>352,100</u>	<u>396,200</u>		
102		<u>302,100</u>	<u>352,500</u>	<u>396,800</u>		
103		<u>302,500</u>	<u>352,900</u>	<u>397,400</u>		
104		<u>302,900</u>	<u>353,300</u>	<u>398,000</u>		
105		<u>303,100</u>	<u>353,800</u>	<u>398,700</u>		
106		<u>303,500</u>	<u>354,200</u>	<u>399,300</u>		
107		<u>303,900</u>	<u>354,600</u>	<u>399,900</u>		
108		<u>304,300</u>	<u>355,000</u>	<u>400,500</u>		
109		<u>304,500</u>	<u>355,500</u>	<u>401,200</u>		
110		<u>304,900</u>	<u>355,900</u>			
111		<u>305,300</u>	<u>356,300</u>			
112		<u>305,700</u>	<u>356,700</u>			
113		<u>305,900</u>	<u>357,200</u>			
114		<u>306,300</u>	<u>357,600</u>			

115		306,700	358,000					
116		307,100	358,400					
117		307,300	358,900					
118		307,600	359,300					
119		307,900	359,700					
120		308,200	360,100					
121		308,600	360,600					
122		308,900	361,000					
123		309,200	361,400					
124		309,500	361,800					
125		309,900	362,300					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200

26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		

70	<u>227, 700</u>	<u>288, 200</u>	<u>336, 100</u>	<u>376, 000</u>	<u>393, 300</u>	<u>420, 600</u>
71	<u>228, 500</u>	<u>289, 000</u>	<u>336, 800</u>	<u>376, 700</u>	<u>394, 000</u>	<u>421, 300</u>
72	<u>229, 300</u>	<u>289, 800</u>	<u>337, 500</u>	<u>377, 400</u>	<u>394, 700</u>	<u>422, 000</u>
73	<u>230, 100</u>	<u>290, 600</u>	<u>338, 000</u>	<u>377, 900</u>	<u>395, 200</u>	<u>422, 500</u>
74	<u>230, 800</u>	<u>291, 100</u>	<u>338, 600</u>	<u>378, 600</u>	<u>395, 900</u>	<u>423, 200</u>
75	<u>231, 500</u>	<u>291, 600</u>	<u>339, 200</u>	<u>379, 300</u>	<u>396, 600</u>	<u>423, 900</u>
76	<u>232, 200</u>	<u>292, 100</u>	<u>339, 800</u>	<u>380, 000</u>	<u>397, 300</u>	<u>424, 600</u>
77	<u>233, 000</u>	<u>292, 500</u>	<u>340, 200</u>	<u>380, 500</u>	<u>397, 800</u>	<u>425, 100</u>
78	<u>233, 800</u>	<u>292, 900</u>	<u>340, 700</u>	<u>381, 100</u>	<u>398, 500</u>	
79	<u>234, 600</u>	<u>293, 300</u>	<u>341, 200</u>	<u>381, 700</u>	<u>399, 200</u>	
80	<u>235, 400</u>	<u>293, 700</u>	<u>341, 700</u>	<u>382, 300</u>	<u>399, 900</u>	
81	<u>236, 100</u>	<u>294, 000</u>	<u>342, 200</u>	<u>383, 000</u>	<u>400, 400</u>	
82	<u>236, 800</u>	<u>294, 400</u>	<u>342, 700</u>	<u>383, 600</u>	<u>401, 100</u>	
83	<u>237, 500</u>	<u>294, 800</u>	<u>343, 200</u>	<u>384, 200</u>	<u>401, 800</u>	
84	<u>238, 200</u>	<u>295, 200</u>	<u>343, 700</u>	<u>384, 800</u>	<u>402, 500</u>	
85	<u>239, 000</u>	<u>295, 500</u>	<u>344, 200</u>	<u>385, 500</u>	<u>403, 000</u>	
86	<u>239, 700</u>	<u>295, 900</u>	<u>344, 700</u>	<u>386, 100</u>		
87	<u>240, 400</u>	<u>296, 300</u>	<u>345, 200</u>	<u>386, 700</u>		
88	<u>241, 100</u>	<u>296, 700</u>	<u>345, 700</u>	<u>387, 300</u>		
89	<u>241, 900</u>	<u>297, 000</u>	<u>346, 100</u>	<u>388, 000</u>		
90	<u>242, 400</u>	<u>297, 400</u>	<u>346, 600</u>	<u>388, 600</u>		
91	<u>242, 900</u>	<u>297, 800</u>	<u>347, 100</u>	<u>389, 200</u>		
92	<u>243, 400</u>	<u>298, 200</u>	<u>347, 600</u>	<u>389, 800</u>		
93	<u>243, 700</u>	<u>298, 400</u>	<u>347, 900</u>	<u>390, 500</u>		
94		<u>298, 800</u>	<u>348, 400</u>	<u>391, 100</u>		
95		<u>299, 200</u>	<u>348, 900</u>	<u>391, 700</u>		
96		<u>299, 600</u>	<u>349, 400</u>	<u>392, 300</u>		
97		<u>299, 800</u>	<u>349, 700</u>	<u>393, 000</u>		
98		<u>300, 200</u>	<u>350, 200</u>	<u>393, 600</u>		
99		<u>300, 600</u>	<u>350, 700</u>	<u>394, 200</u>		
100		<u>301, 000</u>	<u>351, 200</u>	<u>394, 800</u>		
101		<u>301, 200</u>	<u>351, 500</u>	<u>395, 500</u>		
102		<u>301, 600</u>	<u>351, 900</u>	<u>396, 100</u>		
103		<u>302, 000</u>	<u>352, 300</u>	<u>396, 700</u>		
104		<u>302, 400</u>	<u>352, 700</u>	<u>397, 300</u>		
105		<u>302, 600</u>	<u>353, 200</u>	<u>398, 000</u>		
106		<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>	<u>398, 600</u>		
107		<u>303, 400</u>	<u>354, 000</u>	<u>399, 200</u>		
108		<u>303, 800</u>	<u>354, 400</u>	<u>399, 800</u>		
109		<u>304, 000</u>	<u>354, 900</u>	<u>400, 500</u>		
110		<u>304, 400</u>	<u>355, 300</u>			
111		<u>304, 800</u>	<u>355, 700</u>			
112		<u>305, 200</u>	<u>356, 100</u>			
113		<u>305, 400</u>	<u>356, 600</u>			

114		305,800	357,000				
115		306,200	357,400				
116		306,600	357,800				
117		306,800	358,300				
118		307,100	358,700				
119		307,400	359,100				
120		307,700	359,500				
121		308,100	360,000				
122		308,400	360,400				
123		308,700	360,800				
124		309,000	361,200				
125		309,400	361,700				

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200
2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800
5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000
6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200
7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400
8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600
9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600
10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800
11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000
12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200
13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200
14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300
15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400
16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500
17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500
18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600
19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700
20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800
21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700
22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800
23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900

24	179, 100	215, 400	251, 300	281, 400	329, 600	378, 000
25	180, 700	217, 000	252, 800	283, 400	331, 700	379, 900
26	182, 200	218, 600	254, 500	285, 300	333, 700	381, 800
27	183, 700	220, 200	256, 200	287, 200	335, 700	383, 700
28	185, 200	221, 800	257, 900	289, 100	337, 700	385, 600
29	186, 800	223, 400	259, 600	291, 100	339, 700	387, 400
30	188, 100	225, 100	261, 400	293, 000	341, 600	389, 200
31	189, 400	226, 800	263, 200	294, 900	343, 500	391, 000
32	190, 700	228, 500	265, 000	296, 800	345, 400	392, 800
33	192, 100	230, 300	266, 600	298, 600	347, 200	394, 400
34	193, 500	231, 900	268, 400	300, 400	349, 100	395, 700
35	194, 900	233, 500	270, 200	302, 200	351, 000	397, 000
36	196, 300	235, 100	272, 000	304, 000	352, 900	398, 300
37	197, 500	236, 800	273, 700	305, 700	354, 700	399, 400
38	198, 800	238, 400	275, 400	307, 400	356, 400	400, 600
39	200, 100	240, 000	277, 100	309, 100	358, 100	401, 800
40	201, 400	241, 600	278, 800	310, 800	359, 800	403, 000
41	202, 600	243, 100	280, 500	312, 600	361, 400	404, 100
42	203, 800	244, 600	282, 200	314, 300	362, 700	404, 900
43	205, 000	246, 100	283, 900	316, 000	364, 000	405, 700
44	206, 200	247, 600	285, 600	317, 700	365, 300	406, 500
45	207, 500	249, 000	287, 300	319, 200	366, 600	407, 100
46	208, 600	250, 600	289, 000	320, 800	367, 800	407, 800
47	209, 700	252, 200	290, 700	322, 400	369, 000	408, 500
48	210, 800	253, 800	292, 400	324, 000	370, 200	409, 200
49	211, 900	255, 400	293, 900	325, 500	371, 400	410, 000
50	212, 900	256, 800	295, 500	326, 800	372, 400	410, 700
51	213, 900	258, 200	297, 100	328, 100	373, 400	411, 400
52	214, 900	259, 600	298, 700	329, 400	374, 400	412, 100
53	215, 900	260, 900	300, 100	330, 500	375, 200	412, 800
54	216, 900	262, 300	301, 600	331, 600	376, 100	413, 500
55	217, 900	263, 700	303, 100	332, 700	377, 000	414, 200
56	218, 900	265, 100	304, 600	333, 800	377, 900	414, 900
57	219, 900	266, 300	306, 200	334, 700	378, 700	415, 500
58	220, 800	267, 600	307, 600	335, 700	379, 500	416, 200
59	221, 700	268, 900	309, 000	336, 700	380, 300	416, 900
60	222, 600	270, 200	310, 400	337, 700	381, 100	417, 600
61	223, 600	271, 300	311, 700	338, 500	381, 700	418, 100
62	224, 600	272, 600	313, 000	339, 200	382, 400	418, 800
63	225, 600	273, 900	314, 300	339, 900	383, 100	419, 500
64	226, 700	275, 200	315, 600	340, 600	383, 800	420, 200
65	227, 400	276, 400	317, 000	341, 300	384, 400	420, 700
66	228, 300	277, 500	317, 800	342, 000	385, 100	
67	229, 200	278, 600	318, 600	342, 700	385, 800	

68	<u>230,100</u>	<u>279,700</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>386,500</u>
69	<u>230,800</u>	<u>280,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,100</u>	<u>387,000</u>
70	<u>231,500</u>	<u>281,900</u>	<u>321,100</u>	<u>344,700</u>	<u>387,600</u>
71	<u>232,200</u>	<u>283,000</u>	<u>321,900</u>	<u>345,300</u>	<u>388,200</u>
72	<u>232,900</u>	<u>284,100</u>	<u>322,700</u>	<u>345,900</u>	<u>388,800</u>
73	<u>233,700</u>	<u>285,200</u>	<u>323,500</u>	<u>346,400</u>	<u>389,500</u>
74	<u>234,500</u>	<u>286,000</u>	<u>324,100</u>	<u>347,000</u>	<u>390,100</u>
75	<u>235,300</u>	<u>286,800</u>	<u>324,700</u>	<u>347,600</u>	<u>390,700</u>
76	<u>236,100</u>	<u>287,600</u>	<u>325,300</u>	<u>348,200</u>	<u>391,300</u>
77	<u>236,700</u>	<u>288,400</u>	<u>326,000</u>	<u>348,700</u>	<u>392,000</u>
78	<u>237,300</u>	<u>289,000</u>	<u>326,500</u>	<u>349,200</u>	<u>392,600</u>
79	<u>237,900</u>	<u>289,600</u>	<u>327,000</u>	<u>349,700</u>	<u>393,200</u>
80	<u>238,500</u>	<u>290,200</u>	<u>327,500</u>	<u>350,200</u>	<u>393,800</u>
81	<u>239,000</u>	<u>290,900</u>	<u>328,100</u>	<u>350,600</u>	<u>394,500</u>
82	<u>239,400</u>	<u>291,400</u>	<u>328,600</u>	<u>351,000</u>	<u>395,100</u>
83	<u>239,800</u>	<u>291,900</u>	<u>329,100</u>	<u>351,400</u>	<u>395,700</u>
84	<u>240,200</u>	<u>292,400</u>	<u>329,600</u>	<u>351,800</u>	<u>396,300</u>
85	<u>240,700</u>	<u>292,800</u>	<u>330,200</u>	<u>352,300</u>	<u>397,000</u>
86		<u>293,100</u>	<u>330,600</u>	<u>352,700</u>	
87		<u>293,400</u>	<u>331,000</u>	<u>353,100</u>	
88		<u>293,700</u>	<u>331,400</u>	<u>353,500</u>	
89		<u>294,100</u>	<u>331,900</u>	<u>354,000</u>	
90		<u>294,400</u>	<u>332,300</u>	<u>354,400</u>	
91		<u>294,700</u>	<u>332,700</u>	<u>354,800</u>	
92		<u>295,000</u>	<u>333,100</u>	<u>355,200</u>	
93		<u>295,400</u>	<u>333,600</u>	<u>355,700</u>	
94		<u>295,700</u>	<u>334,000</u>	<u>356,100</u>	
95		<u>296,000</u>	<u>334,400</u>	<u>356,500</u>	
96		<u>296,300</u>	<u>334,800</u>	<u>356,900</u>	
97		<u>296,700</u>	<u>335,000</u>	<u>357,400</u>	
98		<u>297,000</u>	<u>335,400</u>	<u>357,800</u>	
99		<u>297,300</u>	<u>335,800</u>	<u>358,200</u>	
100		<u>297,600</u>	<u>336,200</u>	<u>358,600</u>	
101		<u>298,000</u>	<u>336,400</u>	<u>359,100</u>	
102		<u>298,300</u>	<u>336,800</u>	<u>359,500</u>	
103		<u>298,600</u>	<u>337,200</u>	<u>359,900</u>	
104		<u>298,900</u>	<u>337,600</u>	<u>360,300</u>	
105		<u>299,200</u>	<u>337,800</u>	<u>360,800</u>	
106			<u>338,200</u>		
107			<u>338,600</u>		
108			<u>339,000</u>		
109			<u>339,200</u>		
110			<u>339,600</u>		
111			<u>340,000</u>		

112			340,400		
113			340,600		

備考 [略]

医療職給料表(3)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700
2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900
3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100
4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300
5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500
6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700
7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900
8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100
9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100
10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200
11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300
12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400
13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600
14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700
15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800
16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900
17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100
18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200
19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300
20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400
21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600
22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800
23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000
24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200
25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200
26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200
27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200
28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200
29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200
30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100
31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000
32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900
33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600
34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400
35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200
36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000

37	212, 100	240, 700	282, 800	310, 400	349, 200	406, 900
38	213, 500	242, 000	284, 300	312, 000	350, 800	408, 700
39	214, 900	243, 300	285, 800	313, 600	352, 400	410, 500
40	216, 300	244, 600	287, 300	315, 200	354, 000	412, 300
41	217, 500	245, 800	288, 900	316, 800	355, 600	414, 000
42	218, 900	247, 100	290, 500	318, 300	357, 200	415, 700
43	220, 300	248, 400	292, 100	319, 800	358, 800	417, 400
44	221, 700	249, 700	293, 700	321, 300	360, 400	419, 100
45	223, 100	251, 000	295, 100	322, 800	362, 000	420, 600
46	224, 600	252, 400	296, 600	324, 300	363, 500	422, 200
47	226, 100	253, 800	298, 100	325, 800	365, 000	423, 800
48	227, 600	255, 200	299, 600	327, 300	366, 500	425, 400
49	228, 900	256, 600	301, 000	328, 600	368, 000	427, 100
50	230, 300	258, 100	302, 400	330, 000	369, 400	428, 700
51	231, 700	259, 500	303, 800	331, 400	370, 800	430, 300
52	233, 100	260, 900	305, 200	332, 800	372, 200	431, 900
53	234, 400	262, 400	306, 700	334, 300	373, 700	433, 400
54	235, 700	264, 000	308, 100	335, 700	374, 900	434, 900
55	237, 000	265, 600	309, 500	337, 100	376, 100	436, 400
56	238, 300	267, 200	310, 900	338, 500	377, 300	437, 900
57	239, 700	268, 800	312, 300	339, 700	378, 600	439, 200
58	241, 000	270, 400	313, 700	341, 100	379, 600	440, 100
59	242, 300	272, 000	315, 100	342, 500	380, 600	441, 000
60	243, 600	273, 600	316, 500	343, 900	381, 600	441, 900
61	244, 900	275, 200	317, 700	345, 100	382, 400	442, 800
62	246, 200	276, 700	319, 000	346, 400	383, 200	443, 700
63	247, 500	278, 200	320, 300	347, 700	384, 000	444, 600
64	248, 800	279, 700	321, 600	349, 000	384, 800	445, 500
65	250, 000	281, 300	322, 900	350, 200	385, 700	446, 400
66	251, 300	282, 800	324, 200	351, 400	386, 500	447, 200
67	252, 700	284, 300	325, 500	352, 600	387, 300	448, 000
68	254, 100	285, 800	326, 800	353, 800	388, 100	448, 800
69	255, 200	287, 100	327, 900	354, 800	388, 900	449, 600
70	256, 500	288, 600	329, 100	355, 900	389, 600	
71	257, 800	290, 100	330, 300	357, 000	390, 300	
72	259, 100	291, 600	331, 500	358, 100	391, 000	
73	260, 500	292, 900	332, 800	359, 100	391, 800	
74	261, 800	294, 300	334, 000	360, 200	392, 400	
75	263, 100	295, 700	335, 200	361, 300	393, 000	
76	264, 400	297, 100	336, 400	362, 400	393, 600	
77	265, 500	298, 600	337, 600	363, 300	394, 200	
78	266, 800	299, 900	338, 800	364, 100	394, 800	
79	268, 100	301, 200	340, 000	364, 900	395, 400	
80	269, 400	302, 500	341, 200	365, 700	396, 000	

81	<u>270,500</u>	<u>303,600</u>	<u>342,300</u>	<u>366,500</u>	<u>396,500</u>
82	<u>271,600</u>	<u>304,900</u>	<u>343,400</u>	<u>367,100</u>	<u>397,100</u>
83	<u>272,700</u>	<u>306,200</u>	<u>344,500</u>	<u>367,700</u>	<u>397,700</u>
84	<u>273,800</u>	<u>307,500</u>	<u>345,600</u>	<u>368,300</u>	<u>398,300</u>
85	<u>274,700</u>	<u>308,600</u>	<u>346,700</u>	<u>369,000</u>	<u>398,800</u>
86	<u>275,800</u>	<u>309,800</u>	<u>347,700</u>	<u>369,600</u>	<u>399,400</u>
87	<u>276,900</u>	<u>311,000</u>	<u>348,700</u>	<u>370,200</u>	<u>400,000</u>
88	<u>278,000</u>	<u>312,200</u>	<u>349,700</u>	<u>370,800</u>	<u>400,600</u>
89	<u>279,100</u>	<u>313,500</u>	<u>350,800</u>	<u>371,300</u>	<u>401,100</u>
90	<u>280,100</u>	<u>314,700</u>	<u>351,600</u>	<u>371,900</u>	<u>401,700</u>
91	<u>281,100</u>	<u>315,900</u>	<u>352,400</u>	<u>372,500</u>	<u>402,300</u>
92	<u>282,100</u>	<u>317,100</u>	<u>353,200</u>	<u>373,100</u>	<u>402,900</u>
93	<u>283,100</u>	<u>318,300</u>	<u>354,000</u>	<u>373,600</u>	<u>403,400</u>
94	<u>284,100</u>	<u>319,100</u>	<u>354,700</u>	<u>374,100</u>	
95	<u>285,100</u>	<u>319,900</u>	<u>355,400</u>	<u>374,600</u>	
96	<u>286,100</u>	<u>320,700</u>	<u>356,100</u>	<u>375,100</u>	
97	<u>287,200</u>	<u>321,400</u>	<u>356,600</u>	<u>375,700</u>	
98	<u>288,100</u>	<u>322,100</u>	<u>357,100</u>	<u>376,200</u>	
99	<u>289,000</u>	<u>322,800</u>	<u>357,600</u>	<u>376,700</u>	
100	<u>289,900</u>	<u>323,500</u>	<u>358,100</u>	<u>377,200</u>	
101	<u>290,700</u>	<u>324,000</u>	<u>358,700</u>	<u>377,800</u>	
102	<u>291,500</u>	<u>324,600</u>	<u>359,200</u>	<u>378,300</u>	
103	<u>292,300</u>	<u>325,200</u>	<u>359,700</u>	<u>378,800</u>	
104	<u>293,100</u>	<u>325,800</u>	<u>360,200</u>	<u>379,300</u>	
105	<u>293,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,800</u>	<u>379,900</u>	
106	<u>294,300</u>	<u>326,700</u>	<u>361,300</u>	<u>380,400</u>	
107	<u>294,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,800</u>	<u>380,900</u>	
108	<u>295,300</u>	<u>327,700</u>	<u>362,300</u>	<u>381,400</u>	
109	<u>295,800</u>	<u>328,200</u>	<u>362,800</u>	<u>382,000</u>	
110	<u>296,200</u>	<u>328,600</u>	<u>363,300</u>	<u>382,500</u>	
111	<u>296,600</u>	<u>329,000</u>	<u>363,800</u>	<u>383,000</u>	
112	<u>297,000</u>	<u>329,400</u>	<u>364,300</u>	<u>383,500</u>	
113	<u>297,400</u>	<u>329,800</u>	<u>364,800</u>	<u>384,100</u>	
114	<u>297,800</u>	<u>330,200</u>	<u>365,300</u>		
115	<u>298,200</u>	<u>330,600</u>	<u>365,800</u>		
116	<u>298,600</u>	<u>331,000</u>	<u>366,300</u>		
117	<u>298,900</u>	<u>331,300</u>	<u>366,700</u>		
118	<u>299,300</u>	<u>331,700</u>	<u>367,200</u>		
119	<u>299,700</u>	<u>332,100</u>	<u>367,700</u>		
120	<u>300,100</u>	<u>332,500</u>	<u>368,200</u>		
121	<u>300,400</u>	<u>332,700</u>	<u>368,600</u>		
122	<u>300,800</u>	<u>333,100</u>	<u>369,100</u>		
123	<u>301,200</u>	<u>333,500</u>	<u>369,600</u>		
124	<u>301,600</u>	<u>333,900</u>	<u>370,100</u>		

125	<u>301, 800</u>	<u>334, 200</u>	<u>370, 500</u>		
126	<u>302, 200</u>	<u>334, 600</u>			
127	<u>302, 600</u>	<u>335, 000</u>			
128	<u>303, 000</u>	<u>335, 400</u>			
129	<u>303, 200</u>	<u>335, 700</u>			
130	<u>303, 600</u>	<u>336, 100</u>			
131	<u>304, 000</u>	<u>336, 500</u>			
132	<u>304, 400</u>	<u>336, 900</u>			
133	<u>304, 600</u>	<u>337, 200</u>			
134	<u>305, 000</u>	<u>337, 600</u>			
135	<u>305, 400</u>	<u>338, 000</u>			
136	<u>305, 800</u>	<u>338, 400</u>			
137	<u>306, 000</u>	<u>338, 700</u>			
138	<u>306, 400</u>	<u>339, 100</u>			
139	<u>306, 800</u>	<u>339, 500</u>			
140	<u>307, 200</u>	<u>339, 900</u>			
141	<u>307, 400</u>	<u>340, 200</u>			
142	<u>307, 800</u>	<u>340, 600</u>			
143	<u>308, 200</u>	<u>341, 000</u>			
144	<u>308, 600</u>	<u>341, 400</u>			
145	<u>308, 800</u>	<u>341, 700</u>			
146	<u>309, 200</u>	<u>342, 100</u>			
147	<u>309, 600</u>	<u>342, 500</u>			
148	<u>310, 000</u>	<u>342, 900</u>			
149	<u>310, 200</u>	<u>343, 200</u>			
150	<u>310, 500</u>	<u>343, 600</u>			
151	<u>310, 800</u>	<u>344, 000</u>			
152	<u>311, 100</u>	<u>344, 400</u>			
153	<u>311, 500</u>	<u>344, 700</u>			
154	<u>311, 800</u>				
155	<u>312, 100</u>				
156	<u>312, 400</u>				
157	<u>312, 800</u>				
158	<u>313, 100</u>				
159	<u>313, 400</u>				
160	<u>313, 700</u>				
161	<u>314, 100</u>				
162	<u>314, 400</u>				
163	<u>314, 700</u>				
164	<u>315, 000</u>				
165	<u>315, 400</u>				
166	<u>315, 700</u>				
167	<u>316, 000</u>				
168	<u>316, 300</u>				

169	316,700				
-----	---------	--	--	--	--

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700
2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800
3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000
4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200
5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400
6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600
7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800
8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000
9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000
10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200
11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400
12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600
13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300
25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000

35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200
57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400	
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100	
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800	
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300	
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900	
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500	
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100	
73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800	
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400	
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000	
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600	
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300	
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900	

79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		
110			339,000		
111			339,400		
112			339,800		
113			340,000		

備考 [略]

医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500

4	157, 600	186, 800	234, 700	258, 500	291, 600	338, 700
5	159, 000	188, 900	236, 300	259, 600	293, 400	340, 900
6	160, 500	191, 300	237, 800	261, 000	295, 300	343, 100
7	162, 000	193, 600	239, 300	262, 300	297, 200	345, 300
8	163, 500	195, 900	240, 800	263, 700	299, 100	347, 500
9	164, 800	198, 300	242, 200	265, 100	301, 100	349, 500
10	166, 500	199, 700	243, 600	266, 400	303, 000	351, 600
11	168, 100	201, 100	245, 000	268, 000	304, 900	353, 700
12	169, 700	202, 500	246, 400	269, 600	306, 800	355, 800
13	171, 200	203, 900	247, 700	271, 200	308, 600	358, 000
14	173, 200	205, 400	249, 000	272, 800	310, 400	360, 100
15	175, 200	206, 900	250, 300	274, 400	312, 200	362, 200
16	177, 200	208, 400	251, 600	276, 000	314, 000	364, 300
17	179, 400	209, 800	252, 600	277, 600	315, 900	366, 400
18	181, 500	211, 300	254, 000	279, 100	317, 600	368, 500
19	183, 600	212, 800	255, 300	280, 600	319, 300	370, 600
20	185, 700	214, 300	256, 600	282, 100	321, 000	372, 700
21	187, 800	215, 700	257, 800	283, 700	322, 700	374, 900
22	190, 000	217, 400	259, 200	285, 300	324, 300	377, 100
23	192, 200	219, 100	260, 600	286, 900	325, 900	379, 300
24	194, 400	220, 800	262, 000	288, 500	327, 500	381, 500
25	196, 500	222, 300	263, 500	289, 900	329, 200	383, 500
26	197, 800	224, 000	265, 100	291, 700	330, 700	385, 500
27	199, 100	225, 700	266, 600	293, 500	332, 300	387, 500
28	200, 400	227, 400	268, 200	295, 300	333, 900	389, 500
29	201, 600	229, 200	269, 800	296, 900	335, 600	391, 500
30	202, 900	230, 700	271, 400	298, 600	337, 200	393, 400
31	204, 200	232, 200	273, 000	300, 300	338, 800	395, 300
32	205, 500	233, 700	274, 600	302, 000	340, 400	397, 200
33	206, 800	235, 200	276, 200	303, 500	342, 100	398, 900
34	208, 100	236, 600	277, 700	305, 100	343, 700	400, 700
35	209, 400	238, 000	279, 200	306, 700	345, 300	402, 500
36	210, 700	239, 400	280, 700	308, 300	346, 900	404, 300
37	212, 100	240, 700	282, 300	309, 900	348, 600	406, 200
38	213, 500	242, 000	283, 800	311, 500	350, 200	408, 000
39	214, 900	243, 300	285, 300	313, 100	351, 800	409, 800
40	216, 300	244, 600	286, 800	314, 700	353, 400	411, 600
41	217, 500	245, 600	288, 400	316, 300	355, 000	413, 300
42	218, 900	246, 900	290, 000	317, 800	356, 600	415, 000
43	220, 300	248, 100	291, 600	319, 300	358, 200	416, 700
44	221, 700	249, 400	293, 200	320, 800	359, 800	418, 300
45	223, 100	250, 600	294, 600	322, 300	361, 400	419, 800
46	224, 600	252, 000	296, 100	323, 800	362, 900	421, 400
47	226, 100	253, 400	297, 600	325, 300	364, 400	423, 000

48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700	
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300	
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900	
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400	
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000	
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600	

92	<u>281,600</u>	<u>316,600</u>	<u>352,600</u>	<u>372,400</u>	<u>402,200</u>
93	<u>282,600</u>	<u>317,800</u>	<u>353,400</u>	<u>372,900</u>	<u>402,700</u>
94	<u>283,600</u>	<u>318,600</u>	<u>354,100</u>	<u>373,400</u>	
95	<u>284,600</u>	<u>319,400</u>	<u>354,800</u>	<u>373,900</u>	
96	<u>285,600</u>	<u>320,200</u>	<u>355,500</u>	<u>374,400</u>	
97	<u>286,700</u>	<u>320,900</u>	<u>356,000</u>	<u>375,000</u>	
98	<u>287,600</u>	<u>321,600</u>	<u>356,500</u>	<u>375,500</u>	
99	<u>288,500</u>	<u>322,300</u>	<u>357,000</u>	<u>376,000</u>	
100	<u>289,400</u>	<u>323,000</u>	<u>357,500</u>	<u>376,500</u>	
101	<u>290,200</u>	<u>323,500</u>	<u>358,100</u>	<u>377,100</u>	
102	<u>291,000</u>	<u>324,100</u>	<u>358,600</u>	<u>377,600</u>	
103	<u>291,800</u>	<u>324,700</u>	<u>359,100</u>	<u>378,100</u>	
104	<u>292,600</u>	<u>325,300</u>	<u>359,600</u>	<u>378,600</u>	
105	<u>293,300</u>	<u>325,700</u>	<u>360,200</u>	<u>379,200</u>	
106	<u>293,800</u>	<u>326,200</u>	<u>360,700</u>	<u>379,700</u>	
107	<u>294,300</u>	<u>326,700</u>	<u>361,200</u>	<u>380,200</u>	
108	<u>294,800</u>	<u>327,200</u>	<u>361,700</u>	<u>380,700</u>	
109	<u>295,300</u>	<u>327,700</u>	<u>362,200</u>	<u>381,300</u>	
110	<u>295,700</u>	<u>328,100</u>	<u>362,700</u>	<u>381,800</u>	
111	<u>296,100</u>	<u>328,500</u>	<u>363,200</u>	<u>382,300</u>	
112	<u>296,500</u>	<u>328,900</u>	<u>363,700</u>	<u>382,800</u>	
113	<u>296,900</u>	<u>329,300</u>	<u>364,200</u>	<u>383,400</u>	
114	<u>297,300</u>	<u>329,700</u>	<u>364,700</u>		
115	<u>297,700</u>	<u>330,100</u>	<u>365,200</u>		
116	<u>298,100</u>	<u>330,400</u>	<u>365,600</u>		
117	<u>298,400</u>	<u>330,700</u>	<u>366,000</u>		
118	<u>298,800</u>	<u>331,100</u>	<u>366,500</u>		
119	<u>299,200</u>	<u>331,500</u>	<u>367,000</u>		
120	<u>299,600</u>	<u>331,900</u>	<u>367,500</u>		
121	<u>299,900</u>	<u>332,100</u>	<u>367,900</u>		
122	<u>300,300</u>	<u>332,500</u>	<u>368,400</u>		
123	<u>300,700</u>	<u>332,900</u>	<u>368,900</u>		
124	<u>301,100</u>	<u>333,300</u>	<u>369,400</u>		
125	<u>301,300</u>	<u>333,600</u>	<u>369,800</u>		
126	<u>301,700</u>	<u>334,000</u>			
127	<u>302,100</u>	<u>334,400</u>			
128	<u>302,500</u>	<u>334,800</u>			
129	<u>302,700</u>	<u>335,100</u>			
130	<u>303,100</u>	<u>335,500</u>			
131	<u>303,500</u>	<u>335,900</u>			
132	<u>303,900</u>	<u>336,300</u>			
133	<u>304,100</u>	<u>336,600</u>			
134	<u>304,500</u>	<u>337,000</u>			
135	<u>304,900</u>	<u>337,400</u>			

136	<u>305,300</u>	<u>337,800</u>			
137	<u>305,500</u>	<u>338,100</u>			
138	<u>305,900</u>	<u>338,500</u>			
139	<u>306,300</u>	<u>338,900</u>			
140	<u>306,700</u>	<u>339,300</u>			
141	<u>306,900</u>	<u>339,600</u>			
142	<u>307,300</u>	<u>340,000</u>			
143	<u>307,700</u>	<u>340,400</u>			
144	<u>308,100</u>	<u>340,800</u>			
145	<u>308,300</u>	<u>341,100</u>			
146	<u>308,700</u>	<u>341,500</u>			
147	<u>309,100</u>	<u>341,900</u>			
148	<u>309,500</u>	<u>342,300</u>			
149	<u>309,700</u>	<u>342,600</u>			
150	<u>310,000</u>	<u>343,000</u>			
151	<u>310,300</u>	<u>343,400</u>			
152	<u>310,600</u>	<u>343,800</u>			
153	<u>311,000</u>	<u>344,100</u>			
154	<u>311,300</u>				
155	<u>311,600</u>				
156	<u>311,900</u>				
157	<u>312,300</u>				
158	<u>312,600</u>				
159	<u>312,900</u>				
160	<u>313,200</u>				
161	<u>313,600</u>				
162	<u>313,900</u>				
163	<u>314,200</u>				
164	<u>314,500</u>				
165	<u>314,900</u>				
166	<u>315,200</u>				
167	<u>315,500</u>				
168	<u>315,800</u>				
169	<u>316,200</u>				

備考 [略]

(那覇市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては <u>100分の</u>	(期末手当) 第26条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 6月に支給する場合においては <u>100分の</u>

140、12月に支給する場合においては100分の145を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に6月に支給する場合においては100分の67.5、12月に支給する場合においては100分の62.5を乗じて得た額(管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の87.5、12月に支給する場合においては100分の82.5を乗じて得た額)の総額を超えてはならない。

3～5 [略]

125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。))にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3～5 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70(管理職員にあっては、100分の90)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3～5 [略]

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。					(給与に関する特例) 第5条 任期付職員には、次の給料表を適用する。				
職務 の級	1級～2級	3級	4級	5級	職務 の級	1級～2級	3級	4級	5級
給 料 月 額 (円)	[略]	<u>233, 200</u>	<u>273, 900</u>	<u>302, 200</u>	給 料 月 額 (円)	[略]	<u>233, 000</u>	<u>273, 400</u>	<u>301, 700</u>
2～3 [略]					2～3 [略]				
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。									

(那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	付 則 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)の施行の日において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中那覇市職員の給与に関する条例本則の改正規定及び次項から付則第5項までの規定 公布の日

- (2) 第1条中那覇市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 平成21年12月1日
- (3) 第2条の規定 平成22年4月1日
- 2 平成21年12月に支給する期末手当(次項において「12月期の期末手当」という。)の期末手当基礎額及び勤勉手当の勤勉手当基礎額についての第1条の規定(別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の給与条例第26条第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び第4条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(以下これらを「改正後の条例」という。)を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とし、改正後の給与条例第26条第4項中「給料の月額」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば当該職員が受けるべきこととなる給料の月額」とし、改正後の給与条例第26条の4第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とする。
- 3 12月期の期末手当の額は、前項、第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例第26条第2項から第5項まで若しくは第29条第1項、第2項、第4項若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成3年那覇市条例第8号)第4条第1項若しくは第8条又は那覇市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年那覇市条例第33号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年11月30日までの間に職員(那覇市職員の給与に関する条例第31条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの、那覇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第5条に規定する給料表の適用を受ける職員でその職務の級が1級若しくは2級であるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長の定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長の定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当(那覇市職員の給与に関する条例第19条の2第2項に規定する規則で定める額を除く。)及び那覇市幼稚園教諭の給与等に関する特別措置条例(昭和52年那覇市条例第44号)第3条に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.16を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月までの月数(同年4月1日から同年11月30日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して市長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行 政 職 給 料 表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで

医 療 職 給 料 表 (2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医 療 職 給 料 表 (3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで

(2) 平成21年5月31日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して市長の定める者を除く。)に同年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.16を乗じて得た額

- 4 平成21年4月1日から同年11月30日までの間において那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の適用を受ける者その他規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額及び那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の適用を受ける者その他規則で定める者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

那覇市条例第40号

平成21年11月27日

公 布 済

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略] 付 則 8 <u>前項に規定する期間内の第4条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは「給料月額(付則第7項の規定にかかわらず、前条に規定する額とする。)」とする。</u> 9 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略] 付 則 8 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

(那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の150</u>を乗じて得た額に、	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の145</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、

基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕	基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 〔略〕 3 〔略〕
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第45号

平成21年11月27日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第4項の規則で定める者及び規則で定める額を定める規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第4項の規則で定める者及び規則で定める額を定める規則

（規則で定める者）

第1条 那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年那覇市条例第39号。以下「改正条例」という。）付則第4項の規則で定める者は、那覇市現業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和58年那覇市条例第12号）の適用を受ける者とする。

（規則で定める額）

第2条 改正条例付則第4項の規則で定める額は、次に掲げる各規定によりその例によることとされる改正条例付則第3項に規定する調整額に相当する額とする。

- (1) 那覇市上下水道局企業職員給与規程（平成元年那覇市水道局規程第9号）第2条
- (2) 那覇市現業職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第25号）第12条

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第46号

平成21年11月27日

公 布 済

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和58年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に<u>別表第7の2</u>昇給号給数表のA欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。 (1)～(5) [略] 2 [略] (昇格の場合の号給) 第22条 [略] 2～3 [略] 4 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇</u>	(経験年数を有する者の号給) 第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて市長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して市長が相当と認める年数を除く。)の月数にあつては、18月)で除した数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に<u>別表第7の3</u>昇給号給数表のA欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給(市長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で市長の定める数を加えて得た数を号数とする号給)とすることができる。 (1)～(5) [略] 2 [略] (昇格の場合の号給) 第22条 [略] 2～3 [略] 4 <u>降格した職員を当該降格後最初に昇</u>

<u>格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、市長の定める号給とする。</u> (降格の場合の号給) 第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)</u>とする。 2 [略] 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定に<u>かわらず</u>、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。 (昇給区分及び昇給の号給数) 第34条 [略] 2～3 [略] 4 条例第10条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて<u>別表第7の2</u>に定める昇給号給数表に定める号給数とする。 5～7 [略] <u>別表第7の2</u> [略]	<u>格させる場合において、第1項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、市長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。</u> (降格の場合の号給) 第23条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、<u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給</u>とする。 2 [略] 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定に<u>かわらず</u>、あらかじめ市長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。<u>この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。</u> (昇給区分及び昇給の号給数) 第34条 [略] 2～3 [略] 4 条例第10条第3項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて<u>別表第7の3</u>に定める昇給号給数表に定める号給数とする。 5～7 [略] [別表第7の2 別記] <u>別表第7の3</u> [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

[改正後 別記]

別表第7の2(第23条関係)

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	58	41	41	33	33	42	38
26	60	42	42	34	34	44	40
27	62	43	43	35	35	46	42
28	64	44	44	36	36	48	44
29	66	45	45	37	37	51	46
30	68	46	46	38	38	54	48
31	70	47	47	39	39	57	50
32	72	48	48	40	40	60	52
33	75	49	49	41	41	62	54
34	78	50	50	42	42	64	56

35	81	51	51	43	43	66	58
36	84	52	52	44	44	68	60
37	86	53	53	45	45	70	61
38	88	54	54	46	46	72	61
39	90	55	55	47	47	74	61
40	92	56	56	48	48	76	61
41	93	58	57	49	50	77	61
42	93	60	58	50	52	77	61
43	93	62	59	51	54	77	61
44	93	64	60	52	56	77	61
45	93	66	63	53	58	77	61
46	93	68	66	54	60	77	
47	93	70	69	55	62	77	
48	93	72	72	56	64	77	
49	93	76	75	57	66	77	
50	93	80	78	58	68	77	
51	93	84	81	59	70	77	
52	93	88	84	60	72	77	
53	93	93	88	61	73	77	
54	93	98	92	62	74	77	
55	93	103	96	63	75	77	
56	93	108	100	64	76	77	
57	93	112	102	65	77	77	
58	93	116	104	66	78	77	
59	93	120	106	67	79	77	
60	93	124	108	68	80	77	
61	93	125	110	69	81	77	
62	93	125	112	70	82		
63	93	125	113	71	83		
64	93	125	114	72	84		
65	93	125	116	73	85		
66	93	125	117	74	85		
67	93	125	119	75	85		
68	93	125	120	76	85		
69	93	125	122	77	85		
70	93	125	124	78	85		
71	93	125	125	79	85		
72	93	125	125	80	85		
73	93	125	125	81	85		
74	93	125	125	82	85		
75	93	125	125	83	85		
76	93	125	125	84	85		

77	93	125	125	85	85		
78	93	125	125	86			
79	93	125	125	87			
80	93	125	125	88			
81	93	125	125	89			
82	93	125	125	90			
83	93	125	125	91			
84	93	125	125	92			
85	93	125	125	93			
86	93	125	125				
87	93	125	125				
88	93	125	125				
89	93	125	125				
90	93	125	125				
91	93	125	125				
92	93	125	125				
93	93	125	125				
94	93	125	125				
95	93	125	125				
96	93	125	125				
97	93	125	125				
98	93	125	125				
99	93	125	125				
100	93	125	125				
101	93	125	125				
102	93	125	125				
103	93	125	125				
104	93	125	125				
105	93	125	125				
106	93	125	125				
107	93	125	125				
108	93	125	125				
109	93	125	125				
110	93	125					
111	93	125					
112	93	125					
113	93	125					
114	93	125					
115	93	125					
116	93	125					
117	93	125					

118	93	125					
119	93	125					
120	93	125					
121	93	125					
122	93	125					
123	93	125					
124	93	125					
125	93	125					

イ 医療職給料表(2)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	21	17	13	17	17
2	22	18	14	18	18
3	23	19	15	19	19
4	24	20	16	20	20
5	25	21	17	21	21
6	26	22	18	22	22
7	27	23	19	23	23
8	28	24	20	24	24
9	29	25	21	25	25
10	30	26	22	26	26
11	31	27	23	27	27
12	32	28	24	28	28
13	33	29	25	29	29
14	34	30	26	30	30
15	35	31	27	31	31
16	36	32	28	32	32
17	37	33	29	33	33
18	38	34	30	34	34
19	39	35	31	35	35
20	40	36	32	36	36
21	41	37	33	37	37
22	42	38	34	38	38
23	43	39	35	39	39
24	44	40	36	40	40
25	45	41	37	41	41
26	46	42	38	42	42
27	47	43	39	43	43
28	48	44	40	44	44
29	50	45	41	45	45
30	52	46	42	46	46
31	54	47	43	47	47

32	56	48	44	48	48
33	57	49	45	50	50
34	58	50	46	52	52
35	59	51	47	54	54
36	60	52	48	56	56
37	62	53	49	57	59
38	64	54	50	58	62
39	66	55	51	59	65
40	68	56	52	60	68
41	71	57	53	63	70
42	74	58	54	66	72
43	77	59	55	69	74
44	80	60	56	72	76
45	82	61	57	76	78
46	84	62	58	80	80
47	85	63	59	84	82
48	85	64	60	88	84
49	85	65	61	91	85
50	85	66	62	94	85
51	85	67	63	97	85
52	85	68	64	100	85
53	85	70	65	102	85
54	85	72	66	104	85
55	85	74	67	105	85
56	85	76	68	105	85
57	85	78	69	105	85
58	85	80	70	105	85
59	85	82	71	105	85
60	85	84	72	105	85
61	85	89	74	105	85
62	85	94	76	105	85
63	85	99	78	105	85
64	85	104	80	105	85
65	85	105	82	105	85
66	85	105	84	105	
67	85	105	86	105	
68	85	105	88	105	
69	85	105	89	105	
70	85	105	90	105	
71	85	105	91	105	
72	85	105	92	105	
73	85	105	94	105	
74	85	105	96	105	

75	85	105	98	105	
76	85	105	100	105	
77	85	105	102	105	
78	85	105	104	105	
79	85	105	106	105	
80	85	105	108	105	
81	85	105	110	105	
82	85	105	112	105	
83	85	105	113	105	
84	85	105	113	105	
85	85	105	113	105	
86	85	105	113		
87	85	105	113		
88	85	105	113		
89	85	105	113		
90	85	105	113		
91	85	105	113		
92	85	105	113		
93	85	105	113		
94	85	105	113		
95	85	105	113		
96	85	105	113		
97	85	105	113		
98	85	105	113		
99	85	105	113		
100	85	105	113		
101	85	105	113		
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

ウ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた 号給	降格後の号給				
	1級	2級	3級	4級	5級
1	17	25	13	17	21
2	17	26	14	18	22
3	17	27	15	19	23
4	18	28	16	20	24
5	19	29	17	21	25
6	20	30	18	22	26
7	21	31	19	23	27
8	22	32	20	24	28
9	23	33	21	25	29
10	24	34	22	26	30
11	26	35	23	27	31
12	27	36	24	28	32
13	28	37	25	29	33
14	29	38	26	30	34
15	30	39	27	31	35
16	31	40	28	32	36
17	33	41	29	33	37
18	34	42	30	34	38
19	35	43	31	35	39
20	36	44	32	36	40
21	37	45	33	37	41
22	38	46	34	38	42
23	39	47	35	39	43
24	40	48	36	40	44
25	41	49	37	41	45
26	42	50	38	42	46
27	43	51	39	43	47
28	44	52	40	44	48
29	45	53	41	45	50
30	46	54	42	46	52
31	47	55	43	47	54
32	48	56	44	48	56
33	49	57	45	49	58
34	50	58	46	50	60
35	51	59	47	51	62
36	52	60	48	52	64
37	53	61	49	53	66
38	54	62	50	54	68
39	55	63	51	55	70
40	56	64	52	56	72

41	57	65	53	57	75
42	58	66	54	58	78
43	59	67	55	59	81
44	60	68	56	60	84
45	61	69	57	61	87
46	62	70	58	62	90
47	63	71	59	63	93
48	64	72	60	64	93
49	65	73	61	65	93
50	66	74	62	66	93
51	67	75	63	67	93
52	68	76	64	68	93
53	69	77	65	70	93
54	70	78	66	72	93
55	71	79	67	74	93
56	72	80	68	76	93
57	73	81	69	77	93
58	74	82	70	78	93
59	75	83	71	79	93
60	76	84	72	80	93
61	77	85	73	82	93
62	78	86	74	84	93
63	79	87	75	86	93
64	80	88	76	88	93
65	82	89	77	90	93
66	84	90	78	92	93
67	86	91	79	94	93
68	88	92	80	96	93
69	89	93	81	97	93
70	90	94	82	98	
71	91	95	83	99	
72	92	96	84	100	
73	93	97	85	102	
74	94	98	86	104	
75	95	99	87	106	
76	96	100	88	108	
77	98	101	89	109	
78	100	102	90	110	
79	102	103	91	111	
80	104	104	92	112	
81	107	107	93	113	
82	110	110	94	113	

83	113	113	95	113	
84	116	116	96	113	
85	120	119	98	113	
86	124	122	100	113	
87	128	125	102	113	
88	132	128	104	113	
89	135	131	105	113	
90	138	134	106	113	
91	141	137	107	113	
92	144	140	108	113	
93	148	143	109	113	
94	152	146	110		
95	156	149	111		
96	160	152	112		
97	163	153	113		
98	166	153	114		
99	169	153	115		
100	169	153	116		
101	169	153	118		
102	169	153	120		
103	169	153	122		
104	169	153	124		
105	169	153	125		
106	169	153	125		
107	169	153	125		
108	169	153	125		
109	169	153	125		
110	169	153	125		
111	169	153	125		
112	169	153	125		
113	169	153	125		
114	169	153			
115	169	153			
116	169	153			
117	169	153			
118	169	153			
119	169	153			
120	169	153			
121	169	153			
122	169	153			
123	169	153			

124	169	153			
125	169	153			
126	169				
127	169				
128	169				
129	169				
130	169				
131	169				
132	169				
133	169				
134	169				
135	169				
136	169				
137	169				
138	169				
139	169				
140	169				
141	169				
142	169				
143	169				
144	169				
145	169				
146	169				
147	169				
148	169				
149	169				
150	169				
151	169				
152	169				
153	169				

那覇市規則第47号

平成21年11月27日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
	<u>(降格の場合の号給)</u> <u>第6条の4 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第5の2に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とするものとし、育児短時間勤務職員等の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>
[別表第1 別記]	[別表第1 別記] [別表第5の2 別記]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。	

付 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

現業職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	113,100	185,800	222,900	262,300	289,700
2	114,200	187,600	224,800	264,400	292,000
3	115,400	189,400	226,700	266,500	294,300
4	116,500	191,200	228,500	268,600	296,600
5	117,600	192,800	230,200	270,700	298,700

6	118,700	194,600	232,100	272,800	301,000
7	119,900	196,400	234,000	274,900	303,300
8	121,000	198,200	235,800	277,000	305,600
9	122,100	200,000	237,700	279,100	307,800
10	123,200	201,800	239,600	281,200	310,100
11	124,400	203,600	241,500	283,300	312,400
12	125,500	205,400	243,400	285,400	314,700
13	126,600	207,000	245,300	287,500	316,900
14	127,700	208,900	247,200	289,600	319,100
15	128,900	210,800	249,000	291,700	321,300
16	130,000	212,700	250,800	293,800	323,500
17	131,100	214,600	252,600	295,900	325,700
18	132,200	216,500	254,600	298,000	327,800
19	133,400	218,400	256,600	300,100	329,900
20	134,500	220,300	258,600	302,200	332,000
21	135,600	222,000	260,500	304,300	334,100
22	136,700	223,900	262,400	306,400	336,200
23	137,900	225,800	264,300	308,500	338,300
24	139,000	227,700	266,200	310,600	340,400
25	140,100	229,500	268,200	312,600	342,300
26	141,200	231,300	270,100	314,700	344,300
27	142,300	233,100	272,000	316,800	346,300
28	143,400	234,900	273,900	318,900	348,300
29	144,500	236,500	275,800	320,900	350,200
30	145,900	238,000	277,700	323,000	352,100
31	147,200	239,500	279,600	325,100	354,000
32	148,500	241,000	281,500	327,200	355,900
33	149,800	242,500	283,200	329,100	357,800
34	151,300	244,000	285,100	331,200	359,600
35	152,800	245,500	287,000	333,300	361,400
36	154,400	247,100	288,900	335,400	363,200
37	155,700	248,400	290,600	337,300	365,100
38	157,200	250,000	292,400	339,300	366,600
39	158,700	251,600	294,200	341,300	368,100
40	160,200	253,200	296,000	343,300	369,600
41	161,600	254,600	297,900	345,200	371,100
42	164,300	256,000	299,600	347,100	372,300
43	166,900	257,400	301,300	349,000	373,500
44	169,500	258,800	303,000	350,900	374,700
45	172,200	260,100	304,700	352,800	375,700
46	173,900	261,500	306,400	354,400	376,600
47	175,600	262,900	308,100	356,000	377,500
48	177,300	264,300	309,800	357,600	378,400
49	178,800	265,600	311,300	359,300	379,400

50	180,600	266,900	312,900	360,500	380,200
51	182,400	268,200	314,500	361,700	381,000
52	184,200	269,500	316,100	362,900	381,800
53	185,800	270,600	317,800	363,900	382,700
54	187,300	271,900	319,400	365,000	383,400
55	188,800	273,200	321,000	366,100	384,100
56	190,300	274,500	322,600	367,200	384,800
57	191,600	275,700	324,100	368,100	385,500
58	192,900	276,800	325,300	368,800	386,200
59	194,200	277,900	326,500	369,500	386,900
60	195,500	279,000	327,700	370,200	387,600
61	196,900	280,200	328,800	370,800	388,100
62	198,200	281,200	329,800	371,500	388,800
63	199,500	282,200	330,800	372,200	389,500
64	200,800	283,200	331,800	372,900	390,200
65	202,000	284,200	332,700	373,400	390,700
66	203,300	285,100	333,500	374,100	391,400
67	204,600	286,000	334,300	374,800	392,100
68	205,900	286,900	335,100	375,500	392,800
69	207,100	287,900	336,000	376,000	393,300
70	208,200	288,700	336,700	376,700	394,000
71	209,300	289,500	337,400	377,400	394,700
72	210,400	290,300	338,100	378,100	395,400
73	211,600	291,100	338,600	378,600	395,900
74	212,600	291,600	339,200	379,300	396,600
75	213,600	292,100	339,800	380,000	397,300
76	214,600	292,600	340,400	380,700	398,000
77	215,600	293,000	340,800	381,200	398,500
78	216,600	293,400	341,300	381,800	399,200
79	217,600	293,800	341,800	382,400	399,900
80	218,600	294,200	342,300	383,000	400,600
81	219,600	294,500	342,800	383,700	401,100
82	220,600	294,900	343,300	384,300	401,800
83	221,600	295,300	343,800	384,900	402,500
84	222,600	295,700	344,300	385,500	403,200
85	223,400	296,000	344,800	386,200	403,700
86	224,400	296,400	345,300	386,800	
87	225,400	296,800	345,800	387,400	
88	226,500	297,200	346,300	388,000	
89	227,300	297,500	346,700	388,700	
90	228,100	297,900	347,200	389,300	
91	228,900	298,300	347,700	389,900	
92	229,700	298,700	348,200	390,500	
93	230,500	298,900	348,500	391,200	

94	<u>231,200</u>	<u>299,300</u>	<u>349,000</u>	<u>391,800</u>
95	<u>231,900</u>	<u>299,700</u>	<u>349,500</u>	<u>392,400</u>
96	<u>232,600</u>	<u>300,100</u>	<u>350,000</u>	<u>393,000</u>
97	<u>233,400</u>	<u>300,300</u>	<u>350,300</u>	<u>393,700</u>
98	<u>234,200</u>	<u>300,700</u>	<u>350,800</u>	<u>394,300</u>
99	<u>235,000</u>	<u>301,100</u>	<u>351,300</u>	<u>394,900</u>
100	<u>235,800</u>	<u>301,500</u>	<u>351,800</u>	<u>395,500</u>
101	<u>236,500</u>	<u>301,700</u>	<u>352,100</u>	<u>396,200</u>
102	<u>237,200</u>	<u>302,100</u>	<u>352,500</u>	<u>396,800</u>
103	<u>237,900</u>	<u>302,500</u>	<u>352,900</u>	<u>397,400</u>
104	<u>238,600</u>	<u>302,900</u>	<u>353,300</u>	<u>398,000</u>
105	<u>239,400</u>	<u>303,100</u>	<u>353,800</u>	<u>398,700</u>
106	<u>240,100</u>	<u>303,500</u>	<u>354,200</u>	<u>399,300</u>
107	<u>240,800</u>	<u>303,900</u>	<u>354,600</u>	<u>399,900</u>
108	<u>241,500</u>	<u>304,300</u>	<u>355,000</u>	<u>400,500</u>
109	<u>242,300</u>	<u>304,500</u>	<u>355,500</u>	<u>401,200</u>
110	<u>242,800</u>	<u>304,900</u>	<u>355,900</u>	
111	<u>243,300</u>	<u>305,300</u>	<u>356,300</u>	
112	<u>243,800</u>	<u>305,700</u>	<u>356,700</u>	
113	<u>244,100</u>	<u>305,900</u>	<u>357,200</u>	
114		<u>306,300</u>	<u>357,600</u>	
115		<u>306,700</u>	<u>358,000</u>	
116		<u>307,100</u>	<u>358,400</u>	
117		<u>307,300</u>	<u>358,900</u>	
118		<u>307,600</u>	<u>359,300</u>	
119		<u>307,900</u>	<u>359,700</u>	
120		<u>308,200</u>	<u>360,100</u>	
121		<u>308,600</u>	<u>360,600</u>	
122		<u>308,900</u>	<u>361,000</u>	
123		<u>309,200</u>	<u>361,400</u>	
124		<u>309,500</u>	<u>361,800</u>	
125		<u>309,900</u>	<u>362,300</u>	

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

現業職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	113,100	185,800	222,900	<u>261,900</u>	<u>289,200</u>
2	114,200	187,600	224,800	<u>264,000</u>	<u>291,500</u>
3	115,400	189,400	226,700	<u>266,000</u>	<u>293,800</u>
4	116,500	191,200	228,500	<u>268,100</u>	<u>296,100</u>
5	117,600	192,800	230,200	<u>270,200</u>	<u>298,200</u>
6	118,700	194,600	232,100	<u>272,300</u>	<u>300,500</u>
7	119,900	196,400	234,000	<u>274,400</u>	<u>302,800</u>
8	121,000	198,200	235,800	<u>276,500</u>	<u>305,100</u>
9	122,100	200,000	<u>237,500</u>	<u>278,600</u>	<u>307,300</u>
10	123,200	201,800	<u>239,400</u>	<u>280,700</u>	<u>309,600</u>
11	124,400	203,600	<u>241,200</u>	<u>282,800</u>	<u>311,900</u>
12	125,500	205,400	<u>243,100</u>	<u>284,900</u>	<u>314,200</u>
13	126,600	207,000	<u>244,900</u>	<u>287,000</u>	<u>316,400</u>
14	127,700	208,900	<u>246,800</u>	<u>289,100</u>	<u>318,600</u>
15	128,900	210,800	<u>248,600</u>	<u>291,200</u>	<u>320,800</u>
16	130,000	212,700	<u>250,400</u>	<u>293,300</u>	<u>323,000</u>
17	131,100	214,600	<u>252,200</u>	<u>295,400</u>	<u>325,200</u>
18	132,200	216,500	<u>254,200</u>	<u>297,500</u>	<u>327,300</u>
19	133,400	218,400	<u>256,200</u>	<u>299,600</u>	<u>329,400</u>
20	134,500	220,300	<u>258,200</u>	<u>301,700</u>	<u>331,400</u>
21	135,600	222,000	<u>260,100</u>	<u>303,800</u>	<u>333,500</u>
22	136,700	223,900	<u>262,000</u>	<u>305,900</u>	<u>335,600</u>
23	137,900	225,800	<u>263,900</u>	<u>308,000</u>	<u>337,700</u>
24	139,000	227,700	<u>265,700</u>	<u>310,100</u>	<u>339,800</u>
25	140,100	<u>229,300</u>	<u>267,700</u>	<u>312,100</u>	<u>341,700</u>
26	141,200	<u>231,100</u>	<u>269,600</u>	<u>314,200</u>	<u>343,700</u>
27	142,300	<u>232,800</u>	<u>271,500</u>	<u>316,300</u>	<u>345,700</u>
28	143,400	<u>234,600</u>	<u>273,400</u>	<u>318,400</u>	<u>347,700</u>
29	144,500	<u>236,100</u>	<u>275,300</u>	<u>320,400</u>	<u>349,600</u>
30	145,900	<u>237,600</u>	<u>277,200</u>	<u>322,500</u>	<u>351,500</u>
31	147,200	<u>239,100</u>	<u>279,100</u>	<u>324,600</u>	<u>353,400</u>
32	148,500	<u>240,600</u>	<u>281,000</u>	<u>326,700</u>	<u>355,300</u>
33	149,800	<u>242,100</u>	<u>282,700</u>	<u>328,600</u>	<u>357,200</u>
34	151,300	<u>243,600</u>	<u>284,600</u>	<u>330,600</u>	<u>359,000</u>
35	152,800	<u>245,100</u>	<u>286,500</u>	<u>332,700</u>	<u>360,800</u>
36	154,400	<u>246,700</u>	<u>288,400</u>	<u>334,800</u>	<u>362,600</u>
37	155,700	<u>248,000</u>	<u>290,100</u>	<u>336,700</u>	<u>364,500</u>
38	157,200	<u>249,600</u>	<u>291,900</u>	<u>338,700</u>	<u>365,900</u>

39	158,700	251,200	293,700	340,700	367,400
40	160,200	252,800	295,500	342,700	368,900
41	161,600	254,200	297,400	344,600	370,400
42	164,300	255,600	299,100	346,500	371,600
43	166,900	257,000	300,800	348,400	372,800
44	169,500	258,400	302,500	350,300	374,000
45	172,200	259,700	304,200	352,200	375,000
46	173,900	261,100	305,900	353,800	375,900
47	175,600	262,500	307,600	355,400	376,800
48	177,300	263,900	309,300	357,000	377,700
49	178,800	265,200	310,800	358,700	378,700
50	180,600	266,400	312,400	359,900	379,500
51	182,400	267,700	314,000	361,100	380,300
52	184,200	269,000	315,600	362,300	381,100
53	185,800	270,100	317,300	363,300	382,000
54	187,300	271,400	318,900	364,400	382,700
55	188,800	272,700	320,500	365,400	383,400
56	190,300	274,000	322,100	366,500	384,100
57	191,600	275,200	323,600	367,400	384,800
58	192,900	276,300	324,800	368,100	385,500
59	194,200	277,400	326,000	368,800	386,200
60	195,500	278,500	327,200	369,500	386,900
61	196,900	279,700	328,300	370,100	387,400
62	198,200	280,700	329,300	370,800	388,100
63	199,500	281,700	330,200	371,500	388,800
64	200,800	282,700	331,200	372,200	389,500
65	202,000	283,700	332,100	372,700	390,000
66	203,300	284,600	332,900	373,400	390,700
67	204,600	285,500	333,700	374,100	391,400
68	205,900	286,400	334,500	374,800	392,100
69	207,100	287,400	335,400	375,300	392,600
70	208,200	288,200	336,100	376,000	393,300
71	209,300	289,000	336,800	376,700	394,000
72	210,400	289,800	337,500	377,400	394,700
73	211,600	290,600	338,000	377,900	395,200
74	212,600	291,100	338,600	378,600	395,900
75	213,600	291,600	339,200	379,300	396,600
76	214,600	292,100	339,800	380,000	397,300
77	215,400	292,500	340,200	380,500	397,800
78	216,400	292,900	340,700	381,100	398,500
79	217,300	293,300	341,200	381,700	399,200
80	218,300	293,700	341,700	382,300	399,900
81	219,200	294,000	342,200	383,000	400,400
82	220,200	294,400	342,700	383,600	401,100

83	<u>221, 200</u>	<u>294, 800</u>	<u>343, 200</u>	<u>384, 200</u>	<u>401, 800</u>
84	<u>222, 200</u>	<u>295, 200</u>	<u>343, 700</u>	<u>384, 800</u>	<u>402, 500</u>
85	<u>223, 000</u>	<u>295, 500</u>	<u>344, 200</u>	<u>385, 500</u>	<u>403, 000</u>
86	<u>224, 000</u>	<u>295, 900</u>	<u>344, 700</u>	<u>386, 100</u>	
87	<u>225, 000</u>	<u>296, 300</u>	<u>345, 200</u>	<u>386, 700</u>	
88	<u>226, 100</u>	<u>296, 700</u>	<u>345, 700</u>	<u>387, 300</u>	
89	<u>226, 900</u>	<u>297, 000</u>	<u>346, 100</u>	<u>388, 000</u>	
90	<u>227, 700</u>	<u>297, 400</u>	<u>346, 600</u>	<u>388, 600</u>	
91	<u>228, 500</u>	<u>297, 800</u>	<u>347, 100</u>	<u>389, 200</u>	
92	<u>229, 300</u>	<u>298, 200</u>	<u>347, 600</u>	<u>389, 800</u>	
93	<u>230, 100</u>	<u>298, 400</u>	<u>347, 900</u>	<u>390, 500</u>	
94	<u>230, 800</u>	<u>298, 800</u>	<u>348, 400</u>	<u>391, 100</u>	
95	<u>231, 500</u>	<u>299, 200</u>	<u>348, 900</u>	<u>391, 700</u>	
96	<u>232, 200</u>	<u>299, 600</u>	<u>349, 400</u>	<u>392, 300</u>	
97	<u>233, 000</u>	<u>299, 800</u>	<u>349, 700</u>	<u>393, 000</u>	
98	<u>233, 800</u>	<u>300, 200</u>	<u>350, 200</u>	<u>393, 600</u>	
99	<u>234, 600</u>	<u>300, 600</u>	<u>350, 700</u>	<u>394, 200</u>	
100	<u>235, 400</u>	<u>301, 000</u>	<u>351, 200</u>	<u>394, 800</u>	
101	<u>236, 100</u>	<u>301, 200</u>	<u>351, 500</u>	<u>395, 500</u>	
102	<u>236, 800</u>	<u>301, 600</u>	<u>351, 900</u>	<u>396, 100</u>	
103	<u>237, 500</u>	<u>302, 000</u>	<u>352, 300</u>	<u>396, 700</u>	
104	<u>238, 200</u>	<u>302, 400</u>	<u>352, 700</u>	<u>397, 300</u>	
105	<u>239, 000</u>	<u>302, 600</u>	<u>353, 200</u>	<u>398, 000</u>	
106	<u>239, 700</u>	<u>303, 000</u>	<u>353, 600</u>	<u>398, 600</u>	
107	<u>240, 400</u>	<u>303, 400</u>	<u>354, 000</u>	<u>399, 200</u>	
108	<u>241, 100</u>	<u>303, 800</u>	<u>354, 400</u>	<u>399, 800</u>	
109	<u>241, 900</u>	<u>304, 000</u>	<u>354, 900</u>	<u>400, 500</u>	
110	<u>242, 400</u>	<u>304, 400</u>	<u>355, 300</u>		
111	<u>242, 900</u>	<u>304, 800</u>	<u>355, 700</u>		
112	<u>243, 400</u>	<u>305, 200</u>	<u>356, 100</u>		
113	<u>243, 700</u>	<u>305, 400</u>	<u>356, 600</u>		
114		<u>305, 800</u>	<u>357, 000</u>		
115		<u>306, 200</u>	<u>357, 400</u>		
116		<u>306, 600</u>	<u>357, 800</u>		
117		<u>306, 800</u>	<u>358, 300</u>		
118		<u>307, 100</u>	<u>358, 700</u>		
119		<u>307, 400</u>	<u>359, 100</u>		
120		<u>307, 700</u>	<u>359, 500</u>		
121		<u>308, 100</u>	<u>360, 000</u>		
122		<u>308, 400</u>	<u>360, 400</u>		
123		<u>308, 700</u>	<u>360, 800</u>		
124		<u>309, 000</u>	<u>361, 200</u>		
125		<u>309, 400</u>	<u>361, 700</u>		

[改正後 別記]

別表第5の2(第6条の4関係)

降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	53	17	17	9
2	53	18	18	10
3	53	19	19	11
4	54	20	20	12
5	55	21	21	13
6	56	22	22	14
7	57	23	23	15
8	59	24	24	16
9	60	25	25	17
10	62	26	26	18
11	63	27	27	19
12	64	28	28	20
13	65	29	29	21
14	66	30	30	22
15	67	31	31	23
16	68	32	32	24
17	69	33	33	25
18	70	34	34	26
19	71	35	35	27
20	72	36	36	28
21	73	37	37	29
22	74	38	38	30
23	75	39	39	31
24	76	40	40	32
25	78	41	41	33
26	80	42	42	34
27	82	43	43	35
28	84	44	44	36
29	86	45	45	37
30	88	46	46	38
31	90	47	47	39
32	92	48	48	40
33	95	49	49	41
34	98	50	50	42
35	101	51	51	43
36	104	52	52	44
37	106	53	53	45
38	108	54	54	46

39	110	55	55	47
40	112	56	56	48
41	113	58	57	49
42	113	60	58	50
43	113	62	59	51
44	113	64	60	52
45	113	66	63	53
46	113	68	66	54
47	113	70	69	55
48	113	72	72	56
49	113	76	75	57
50	113	80	78	58
51	113	84	81	59
52	113	88	84	60
53	113	93	88	61
54	113	98	92	62
55	113	103	96	63
56	113	108	100	64
57	113	112	102	65
58	113	116	104	66
59	113	120	106	67
60	113	124	108	68
61	113	125	110	69
62	113	125	112	70
63	113	125	113	71
64	113	125	114	72
65	113	125	116	73
66	113	125	117	74
67	113	125	119	75
68	113	125	120	76
69	113	125	122	77
70	113	125	124	78
71	113	125	125	79
72	113	125	125	80
73	113	125	125	81
74	113	125	125	82
75	113	125	125	83
76	113	125	125	84
77	113	125	125	85
78	113	125	125	86
79	113	125	125	87
80	113	125	125	88
81	113	125	125	89

82	113	125	125	90
83	113	125	125	91
84	113	125	125	92
85	113	125	125	93
86	113	125	125	
87	113	125	125	
88	113	125	125	
89	113	125	125	
90	113	125	125	
91	113	125	125	
92	113	125	125	
93	113	125	125	
94	113	125	125	
95	113	125	125	
96	113	125	125	
97	113	125	125	
98	113	125	125	
99	113	125	125	
100	113	125	125	
101	113	125	125	
102	113	125	125	
103	113	125	125	
104	113	125	125	
105	113	125	125	
106	113	125	125	
107	113	125	125	
108	113	125	125	
109	113	125	125	
110	113	125		
111	113	125		
112	113	125		
113	113	125		
114	113	125		
115	113	125		
116	113	125		
117	113	125		
118	113	125		
119	113	125		
120	113	125		
121	113	125		
122	113	125		
123	113	125		

124	113	125		
125	113	125		

告 示

那覇市告示第 1 3 1 号
平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月19日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月19日
提供する個人情報 の 内 容	○氏名・住所 ■■■■■：那覇市松山 ■■■■■ ■■■■■：那覇市松山 ■■■■■ ■■■■■：那覇市天久 ■■■■■ ■■■■■：那覇市牧志 ■■■■■ 上記に関すること1～3について 1 使用者氏名 2 振替口座 3 開始年月日 } 別紙参照
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：所得税法第235条）
新たな利用課 又は提供先	沖縄国税事務所長
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年11月20日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市上下水道局 総務課 電話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年11月20日
提供する個人情報 の 内 容	○ 住 所：沖縄県那覇市松山 [REDACTED] ○ 氏 名： [REDACTED] 上記に関すること1～6について 1. 契約年月日 2. 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3. 料金支払人 4. 料金支払い方法 5. 料金請求書等の送付先 6. その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 1 3 2 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定により、平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 9 月 3 0 日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度上半期那覇市の財政（平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在）

1 一般会計・特別会計 歳入及び歳出の状況

（単位：千円、％）

区 分		予算現額	歳入		歳出	
			収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計		126,764,345	54,118,332	42.7%	49,876,086	39.3%
(2) 特別会計		63,372,400	18,237,898	28.8%	25,987,138	41.0%
内 訳	土地区画整理事業	3,086,382	161,467	5.2%	827,370	26.8%
	国民健康保険事業	39,719,427	10,767,069	27.1%	17,403,359	43.8%
	老人保健	429,212	21,298	5.0%	60,537	14.1%
	市街地再開発事業	1,675,093	14,948	0.9%	10,898	0.7%
	介護保険事業	16,027,356	6,485,249	40.5%	6,754,346	42.1%
	後期高齢者医療	2,434,930	787,867	32.4%	930,628	38.2%
合計 (1) + (2)		190,136,745	72,356,230	38.1%	75,863,224	39.9%

2 一般会計歳入及び歳出の状況

歳入

(単位:千円、%)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	38,913,738	21,660,282	55.7%
地方譲与税	750,026	277,197	37.0%
地方交付税	10,775,628	7,916,667	73.5%
分担金及び負担金	2,188,770	1,026,556	46.9%
使用料及び手数料	2,716,587	1,229,751	45.3%
国庫支出金	30,898,343	8,752,793	28.3%
県支出金	6,615,052	1,285,575	19.4%
繰入金	5,527,654	0	0.0%
繰越金	6,829,066	6,829,067	100.0%
諸収入	3,728,186	1,965,864	52.7%
市債	12,980,000	49,900	0.4%
その他	4,841,295	3,124,680	64.5%
合 計	126,764,345	54,118,332	42.7%

歳出

(単位:千円、%)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	726,359	345,552	47.6%
総務費	15,852,599	5,672,050	35.8%
民生費	44,819,283	18,199,100	40.6%
衛生費	8,429,368	3,231,369	38.3%
労働費	50,184	20,226	40.3%
農林水産業費	111,548	56,416	50.6%
商工費	6,196,718	5,351,343	86.4%
土木費	19,050,373	4,725,505	24.8%
消防費	2,602,421	1,196,053	46.0%
教育費	16,192,904	4,867,736	30.1%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	12,619,737	6,155,242	48.8%
その他	112,847	55,494	49.2%
合 計	126,764,345	49,876,086	39.3%

3 市の財産

土地(道路、公園など)	2,761,638 m ²
建物(学校、図書館など)	958,064 m ²
基金(特定の目的のための資金の積立など)	17,284,775 千円
有価証券(株券)	3,610,972 千円

4 一時借入金の現在額

2,316,000 千円

5 市債残高

(単位: 千円)

借入先	一般会計	市街地再開発事業 特別会計	普通会計 合 計
財政融資資金	62,461,680	855,000	63,316,680
郵便貯金資金	23,563,604	0	23,563,604
簡易生命保険資金	1,696,822	0	1,696,822
地方公営企業等金融機構	6,903,158	0	6,903,158
国の予算貸付等	141,600	128,700	270,300
市中銀行	19,956,224	0	19,956,224
その他の金融機関	1,084,409	0	1,084,409
共済等	5,644,000	350,100	5,994,100
その他	216,326	0	216,326
合 計	121,667,823	1,333,800	123,001,623

その他は沖縄県貸付資金(市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金)である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額(一般会計)

平成21年9月30日現在人口 317,403人(外国人登録人口を含む)

市民1人当たり行政経費 399,379円

市民1人当たり市税負担額 122,600円

(単位: 円)

1人当たり行政経費	399,379
議会費	2,288
総務費	49,945
民生費	141,206
衛生費	26,557
労働費	158
農林水産業費	351
商工費	19,523
土木費	60,020
消防費	8,199
教育費	51,017
災害復旧費	0
公債費	39,759
その他	356

7 平成 2 1 年度予算総括表

(単位:千円、%)

会計別		平成 21 年度 当初予算	平成 20 年度 当初予算	増減額	平成 21 年度 対前年度 増減率	平成 20 年度 対前年度 増減率
一般会計		114,354,000	114,311,000	43,000	0.0%	10.5%
特別会計		59,537,647	61,596,809	2,059,162	3.3%	24.2%
内 訳	土地区画整 理事業	2,074,069	3,015,456	941,387	31.2%	0.2%
	国民健康保 険事業	37,773,138	35,690,311	2,082,827	5.8%	6.6%
	老人保健	324,725	2,271,430	1,946,705	85.7%	90.7%
	市街地再開 発事業	1,272,601	3,201,824	1,929,223	60.3%	221.9%
	介護保険事 業	15,787,081	14,993,479	793,602	5.3%	3.2%
	後期高齢者 医療	2,306,033	2,424,309	118,276	4.9%	皆増
合 計		173,891,647	175,907,809	2,016,162	1.1%	4.7%

那覇市上下水道局業務の状況 (水道事業)

1 事業の概要

主要統計

平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在

項 目	単位	実 績
給水人口	人	314,739
給水戸数	戸	148,014
給水栓数	栓	93,844
総配水量	m3	16,325,694
一日平均配水量	m3	106,704
一日最大配水量	m3	113,130
有収水量	m3	15,515,004
有収率	%	95.03

水道料金調定・収納状況

平成 2 1 年 9 月 3 0 日現在
(税込)

予算額 (円)	調定額 (円)	収納額 (円)	収納率 (%)	未納額 (円)
8,062,995,000	3,277,280,992	2,496,978,419	76.19	780,302,573

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業収益	8,590,991,000	3,957,994,139	46.07%	
	第1項	営業収益	8,406,422,000	3,870,182,205	46.04%	
	第2項	営業外収益	142,743,000	47,680,752	33.40%	
	第3項	特別利益	41,826,000	40,131,182	95.95%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業費用	8,006,351,000	3,090,552,851	38.60%	
	第1項	営業費用	7,660,466,000	2,991,519,781	39.05%	
	第2項	営業外費用	270,960,000	94,888,955	35.02%	
	第3項	特別損失	54,925,000	4,144,115	7.55%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	374,921,000	15,002,269	4.00%	
	第1項	補助金	330,000,000	0	0.00%	
	第2項	出資金	9,504,000	0	0.00%	
	第3項	固定資産売却代金	23,184,000	15,002,269	64.71%	
	第4項	その他資本収入	1,000	0	0.00%	
	第5項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的支出	1,514,732,000	249,265,424	16.46%	
	第1項	建設改良費	1,188,227,000	90,074,145	7.58%	
	第2項	企業債償還金	321,504,000	159,191,279	49.51%	
	第3項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第4項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 2 1 年度損益計算書 (上半期)
(平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	3,526,328,507		
(2) その他営業収益	<u>164,674,842</u>	3,691,003,349	
2 営 業 費 用			
(1) 配 水 費	1,849,791,099		
(2) 給 水 費	111,387,801		
(3) 漏 水 防 止 費	20,825,326		
(4) 業 務 費	156,846,345		
(5) 総 係 費	228,228,023		
(6) 減 価 償 却 費	517,160,000		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>14,925,000</u>	<u>2,899,163,594</u>	
営 業 利 益			791,839,755
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	3,512,862		
(2) 補 償 金	8,017,000		
(3) 土 地 物 件 収 益	30,918,569		
(4) 雑 収 益	<u>3,888,569</u>	46,337,000	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	94,888,955	<u>94,888,955</u>	<u>△ 48,551,955</u>
経 常 利 益			743,287,800
5 特 別 利 益			
(1) 固定資産売却益	39,997,731		
(2) 過年度損益修正益	<u>127,102</u>	40,124,833	
6 特 別 損 失			
(1) 固定資産売却損	3,321,697		
(2) 過年度損益修正損	<u>783,271</u>	<u>4,104,968</u>	<u>36,019,865</u>
上 半 期 純 利 益			779,307,665
前年度繰越利益剰余金			<u>743,580,995</u>
上半期末処分利益剰余金			<u>1,522,888,660</u>

平成 2 1 年度貸借対照表(上半期)
(平成 21 年 9 月 30 日)

(単位: 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地 1,074,742,013

ロ建 物 2,231,281,924

減価償却累計額 450,782,625 1,780,499,299

ハ構 築 物 34,845,335,163

減価償却累計額 12,253,270,344 22,592,064,819

ニ機 械 及 び 装 置 2,554,942,380

減価償却累計額 1,257,510,996 1,297,431,384

ホ車 両 運 搬 具 28,879,272

減価償却累計額 24,160,840 4,718,432

ヘ工 具 器 具 及 び 備 品 430,153,044

減価償却累計額 272,400,635 157,752,409ト建 設 仮 勘 定 154,159,829

有形固定資産合計 27,061,368,185

(2)無 形 固 定 資 産

イ電 話 加 入 権 913,300

無形固定資産合計 913,300

(3)投 資

イ長 期 貸 付 金 97,860,800

ロそ の 他 投 資 60,378,126投資合計 158,238,926

固定資産合計 27,220,520,411

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 4,111,329,939

(2)未 収 金 1,323,559,024

(3)貯 蔵 品 49,995,695

(4)前 払 金 312,663,380

(5)そ の 他 流 動 資 産 93,554,900流動資産合計 5,891,102,938資 産 合 計 33,111,623,349

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金

イ退職給与引当金

29,615,509

ロ修繕引当金

782,696,683

812,312,192

(2)その他固定負債

39,997,731

固定負債合計

852,309,923

4 流 動 負 債

(1)未 払 金

13,898,179

(2)前 受 金

40,000

(3)預 り 金

97,349,106

(4)その他流動負債

180,877,528

流動負債合計

292,164,813

負債合計

1,144,474,736

資 本 の 部

5 資 本 金

(1)自 己 資 本 金

8,323,432,920

(2)借 入 資 本 金

イ企 業 債

5,082,005,455

借入資本金合計

5,082,005,455

資本金合計

13,405,438,375

6 剰 余 金

(1)資 本 剰 余 金

イ受贈財産評価額

591,111,428

ロ国庫(県)補助金

14,404,511,098

ハ寄 附 金

70,000,000

ニ工 事 負 担 金

1,804,535,921

ホ補 償 金

166,663,131

資本剰余金合計

17,038,821,578

(2)利 益 剰 余 金

イ減 債 積 立 金

0

ロ上半期末処分利益剰余金

1,522,888,660

利益剰余金合計

1,522,888,660

剰余金合計

18,561,710,238

資 本 合 計

31,967,148,613

負 債 資 本 合 計

33,111,623,349

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	3,285,625,842	0	89,772,465	3,195,853,377
公営企業金融公庫	1,955,570,892	0	69,418,814	1,886,152,078
計	5,241,196,734	0	159,191,279	5,082,005,455

一時借入金

なし

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成 21 年 9 月 30 日現在

項 目	単位	実 績
使用戸数	人	134,320
検針栓数	栓	84,145
総排水量	m3	16,040,781
有収水量	m3	16,040,764
有収率	%	100%

下水道料金調定・収納状況

平成 21 年 9 月 30 日現在

(税込)

予算額（円）	調定額（円）	収納額（円）	収納率（％）	未納額（円）
3,466,365,000	1,589,868,239	1,022,156,509	64.29	567,711,730

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業収益	3,973,026,000	1,748,534,316	44.01%	
	第1項	営業収益	3,468,164,000	1,589,905,039	45.84%	
	第2項	営業外収益	504,861,000	158,369,496	31.37%	
	第3項	特別利益	1,000	259,781	25978.1%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業費用	3,952,344,000	1,440,662,781	36.45%	
	第1項	営業費用	3,291,582,000	1,150,109,394	34.94%	
	第2項	営業外費用	633,486,000	289,472,188	45.70%	
	第3項	特別損失	7,276,000	1,081,199	14.86%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	1,913,612,595	262,869,547	13.74%	
	第1項	企業債	1,013,500,000	0	0.00%	
	第2項	補助金	634,043,595	0	0.00%	
	第3項	出資金	262,369,000	260,799,847	99.40%	
	第4項	その他資本収入	3,700,000	2,069,700	55.94%	

支出

(単位: 円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的支出	2,685,369,530	968,769,511	36.08%	
	第1項	建設改良費	1,498,830,530	388,754,234	25.94%	
	第2項	企業債償還金	1,164,306,000	578,075,277	49.65%	
	第3項	他会計借入金償還金	12,233,000	0	0.00%	
	第4項	その他資本的支出	5,000,000	1,940,000	38.80%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成 2 1 年度損益計算書 (上半期)
(平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 9 月 30 日まで)

(単位: 円)

1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	1,514,160,308		
(2) そ の 他 営 業 収 益	<u>36,800</u>	1,514,197,108	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	56,324,159		
(2) ポ ン プ 場 費	12,551,616		
(3) 排 水 設 備 費	35,527,676		
(4) 業 務 費	634,203,575		
(5) 総 係 費	65,496,431		
(6) 減 価 償 却 費	313,941,000		
(7) 資 産 減 耗 費	<u>1,386,500</u>	<u>1,119,430,957</u>	
営 業 利 益			394,766,151
3 営 業 外 収 益			
(1) 他 会 計 負 担 金	138,369,153		
(2) 受 取 利 息	190,006		
(3) 補 償 金	0		
(4) 雑 収 益	<u>18,910,938</u>	157,470,097	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	289,472,188		
(2) 雑 支 出	<u>0</u>	<u>289,472,188</u>	<u>△132,002,091</u>
経 常 利 益			262,764,060
5 特 別 利 益			
(2) 過年度損益修正益	<u>247,415</u>	247,415	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	1,021,200		
(2) そ の 他 特 別 損 失	<u>8,944</u>	<u>1,030,144</u>	<u>△782,729</u>
上 半 期 純 利 益			261,981,331
前年度繰越利益剰余金			<u>241,152,158</u>
上半期末処分利益剰余金			<u>503,133,489</u>

平成 2 1 年度貸借対照表 (上半期)
(平成 21 年 9 月 30 日)

(単位 : 円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有 形 固 定 資 産

イ土 地	310,943,638	
ロ建 物	90,623,671	
減価償却累計額	<u>6,894,632</u>	83,729,039
ハ構 築 物	35,837,075,510	
減価償却累計額	<u>1,759,915,097</u>	34,077,160,413
ニ機 械 及 び 装 置	419,730,674	
減価償却累計額	<u>53,196,304</u>	366,534,370
ホ車 両 運 搬 具	2,978,794	
減価償却累計額	<u>1,308,132</u>	1,670,662
ヘ工 具 器 具 及 び 備 品	24,812,487	
減価償却累計額	<u>15,694,871</u>	9,117,616
ト建 設 仮 勘 定	<u>920,259,675</u>	
有形固定資産合計		35,769,415,413

(2)無 形 固 定 資 産

イ施 設 利 用 権	<u>4,804,404,221</u>	
無形固定資産合計		4,804,404,221

(3)投 資

イ長 期 貸 付 金	8,374,044	
ロそ の 他 投 資	<u>4,147,000</u>	
投資合計		<u>12,521,044</u>

固定資産合計 40,586,340,678

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金	668,331,164	
(2)未 収 金	594,426,286	
(3)前 払 金	122,215,920	
(4)そ の 他 流 動 資 産	<u>45,827,512</u>	
流動資産合計		<u>1,430,800,882</u>
資 産 合 計		<u><u>42,017,141,560</u></u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1)引 当 金

イ退職給与引当金

145,059,142

ロ修繕引当金

205,357,195

固定負債合計

350,416,337

4 流 動 負 債

(1)未 払 金

70,572,271

(2)預 り 金

17,260,377

(3)その他流動負債

76,619,696

流動負債合計

164,452,344

負債合計

514,868,681

資 本 の 部

5 資 本 金

(1)自 己 資 本 金

6,116,768,420

(2)借 入 資 本 金

イ企 業 債

13,126,571,938

ロ他会計借入金

97,860,800

借入資本金合計

13,224,432,738

資本金合計

19,341,201,158

6 剰 余 金

(1)資 本 剰 余 金

イ受贈財産評価額

253,823,052

ロ国庫(県)補助金

21,404,115,180

資本剰余金合計

21,657,938,232

(2)利 益 剰 余 金

イ減 債 積 立 金

0

ロ上半期末処分利益剰余金

503,133,489

利益剰余金合計

503,133,489

剰余金合計

22,161,071,721

資 本 合 計

41,502,272,879

負債資本合計

42,017,141,560

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	6,728,207,646	0	144,322,256	6,583,885,390
公営企業金融公庫	7,563,656,051	0	219,281,618	7,344,374,433
簡易生命保険積立金	4,572,891,162	0	101,767,429	4,471,123,733
琉球銀行	810,340,000	0	31,732,000	778,608,000
沖縄銀行	251,258,000	0	37,072,000	214,186,000
沖縄海邦銀行	64,000,000	0	16,000,000	48,000,000
沖縄県労働金庫	6,750,000	0	3,375,000	3,375,000
コザ信用金庫	7,450,000	0	3,725,000	3,725,000
J A 沖縄	33,250,000	0	14,325,000	18,925,000
計	20,037,802,859	0	571,600,303	19,466,202,556

その他借入金

単位：円

借入先	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
地域振興整備公団	205,975,033	0	6,474,974	199,500,059
那覇市水道事業会計	97,860,800	0	0	97,860,800
計	303,835,833	0	6,474,974	297,360,859

一時借入金

なし

那覇市告示第 1 3 3 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について

那覇市非常勤職員要綱(昭和 57 年 5 月 1 日市長決裁)の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

改正前	改正後
(採用通知等) 第6条の2 非常勤職員の採用は、非常勤職員採用通知書を交付して行う。ただし、5日以下の任用期間の場合はこの限りでない。 (勤務時間及び休憩時間) 第9条 非常勤職員の勤務時間は、1日<u>8時間</u>(休憩時間を除く。)以内、週30時間以内とする。ただし、4週間を平均し、1週間の労働時間が30時間を超えない範囲内で特定の日において<u>8時間</u>又は特定の週において30時間を超えて勤務させることができる。 2～3 [略]	(採用通知等) 第6条の2 [略] <u>2 非常勤職員を継続して採用しない場合は、任用期間が満了する30日前までにその旨を当該職員に予告するものとする。</u> (勤務時間及び休憩時間) 第9条 非常勤職員の勤務時間は、1日<u>7時間45分</u>(休憩時間を除く。)以内、週30時間以内とする。ただし、4週間を平均し、1週間の労働時間が30時間を超えない範囲内で特定の日において<u>7時間45分</u>又は特定の週において30時間を超えて勤務させることができる。 2～3 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

公 告

那覇市公告第137号

平成21年12月1日

掲 示 済

那覇市都市計画公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき都市計画公聴会を開催する予定ですので、那覇市都市計画公聴会要綱第2条の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画素案を公衆の縦覧に供します。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画素案の種類及び名称
那覇広域都市計画道路の変更（3・5・那15号牧志壺屋線、7・4・那2号神里原線）
- 2 都市計画素案に係る区域
那覇市樋川2丁目の一部
- 3 公聴会の開催の日時及び場所（公述申出書の提出がない場合は開催しない）
日時 平成21年12月22日 午後7時開始
場所 那覇市立神原小学校（体育館）
- 4 公述申出書の提出期限及び提出先
期限 平成21年12月15日
提出先 那覇市都市計画部都市計画課
（新都心銘苅庁舎5階）
- 5 都市計画素案の縦覧場所及び縦覧期間
場所 那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）
期間 平成21年12月1日から平成21年12月15日まで
（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土、日を除く。）

那覇市公告第 1 3 8 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 日

掲 示 済

那覇広域都市計画防災街区整備地区計画の原案について

那覇市地区計画等の案の作成手続きに関する条例（昭和 59 年那覇市条例第 22 号）第 2 条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画等の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該地区計画等の原案について、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、公告の日の翌日から起算して 3 週間を経過する日までに那覇市長に意見書を提出することができる。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
那覇広域都市計画防災街区整備地区計画
- 2 都市計画の名称
農連市場地区防災街区整備地区計画
- 3 都市計画を変更する土地の位置及び区域
那覇市樋川 2 丁目の一部（区域については、縦覧する図書のとおり）
- 4 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課
（新都心銘苅庁舎 5 階 Tel 0 9 8 - 9 5 1 - 3 2 4 6）
- 5 縦覧期間
平成 2 1 年 1 2 月 1 日（火）から平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日（火）まで
（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ただし、土・日曜日は除く）
- 6 意見書の提出期間
平成 2 1 年 1 2 月 1 日（火）から平成 2 1 年 1 2 月 2 2 日（火）まで
（午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ただし、土・日曜日は除く）

那覇市公告第 1 3 9 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 1 5 0 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度において、那覇市が行う物品の購入（一部リースを含む）及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。
また平成 22 年度中に入札に参加させない期間が経過すること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の 1 月 1 日において引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

2 申請書類（本市様式）及び記入要領の配付・受付

(1) 配付期間 平成 2 2 年 1 月 7 日（木）から

(2) 受付期間 平成 2 2 年 1 月 1 4 日（木）～ 1 月 2 9 日（金）

(3) 場所 総務部管財課（銘苅庁舎 2 階）

申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

3 お問い合わせ先

那覇市総務部管財課

電話番号 直通 8 6 2 - 9 9 0 4

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 1 6 号

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日

公 布 済

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局分課規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局分課規程(昭和51年那覇市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務分掌) 第6条 各課の事務分掌は、次のとおりとする。 上下水道部 〔略〕 給排水設備課 (1)～(3) 〔略〕 (4) 下水道使用の開始受付に関すること。 (5) 排水設備工事に関すること。 (6) 排水設備指定工事店及び責任技術者に関すること。 (7) 事業場から下水道に排除される水の水質管理に関すること。 (8) 下水道接続の普及指導に関すること。 (9) 水洗便所改造等の補助及び資金貸付けに関すること。 (10) 再生水利用申請の受付に関すること。 (11) 再生水事業の施設の維持管理に関すること。	(事務分掌) 第6条 〔略〕 上下水道部 〔略〕 給排水設備課 (1)～(3) 〔略〕 (4) <u>貯水槽水道の管理に関する指導、助言及び勧告並びに情報提供に関すること。</u> (5) 〔略〕 (6) 〔略〕 (7) 〔略〕 (8) 〔略〕 (9) 〔略〕 (10) 〔略〕 (11) 〔略〕 (12) 〔略〕
備 考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 4 6 号

平成 2 1 年 1 2 月 1 5 日

平成 2 2 年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格
取得申請の追加受付について

平成 2 2 年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

1 対象業種及び要件

(1) 水道施設工事

- ア 建設業法第 3 条第 1 項に規定する「水道施設工事業」及び「管工事業」の建設業の許可を受け、それぞれ建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- イ 本局より「那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者」の指定を受けている者であること。

(2) 水道材料購入

- ア 次に掲げる水道材料のいずれかの取り扱いができる者であること。直管、異形管、弁類、消火栓、鉄蓋、量水器
- イ メーカーと代理店又は特約店の契約を結んでいる者であること。
- ウ 現在、本島内において営業している者であること。

(3) 漏水調査業務

- ア 県内で漏水調査業務を実施している者であること。
- イ 本店の所在地が本島内で沖縄市以南であること。又は、那覇市内に支店等がある者であること。
- ウ 漏水調査に関する実務経験を 5 年以上有する技術者が在職していること。
- エ 次に掲げる機材類を準備できること。

所有すべき機材類	リースを可とする機材類
・ 漏水探知機 ・ 鉄管探知機 ・ 音聴棒 ・ 残留塩素試薬（DPT 試薬） ・ 消火栓水圧計 ・ 仕切弁キー ・ 止水栓キー ・ ボーリングバー	・ 相関式漏水探知機 ・ 発電機

なお、(1) ～ (3) の対象業種に係るその他の要件の詳細については、那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、その事実があった後2年を経過していること。

3 申請書類等（本局様式）及び申請要領の配布期間

平成21年12月15日（火）～平成22年1月14日（木）

那覇市上下水道局ホームページからのダウンロードも可能です。

4 受付期間

平成22年1月4日（月）～平成22年1月29日（金）

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。）

受付は全て面談審査になります。（郵送等による受付はいたしません。）

5 配布場所及び受付場所

那覇市上下水道局 契約検査課 契約検査係（那覇市上下水道局3階）

6 申請書類

那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領による。

7 問い合わせ先

那覇市上下水道局 上下水道部 契約検査課 契約検査係

電話番号 098-941-7809（内線341）

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第17号

平成21年10月1日

公 布 済

那覇市営奥武山体育施設条例施行規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市営奥武山体育施設条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、那覇市営奥武山体育施設条例（平成21年那覇市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用料金の返還）

第2条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 利用できない期間に係る額

(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額

（利用料金の減免）

第3条 条例第10条に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 本市又は本市の機関が主催する行事に利用する場合 全額

(2) 本市又は本市の機関が共催する行事に利用する場合 利用料金の2分の1の額

(3) 指定管理者が当該施設を公共目的で利用する場合 全額

(4) 公共的団体が本市の行政活動への協力目的で利用する場合 全額

(5) 市内の公共的団体が本来の活動目的で利用する場合 利用料金の2分の1の額

(6) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する市内の学校が教育上の目的で利用するとき又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する市内の保育所等の児童福祉施設が児童福祉の目的で利用する場合 利用料金の2分の1の額

(7) 利用する団体（構成員が本市に在住、在勤又は在学する者に限る。以下同じ。）の構成員の半数以上が障がい者である場合 利用料金の2分の1の額

(8) 利用する団体の構成員の半数以上が65歳以上である場合 利用料金の2分の1の額

(9) 利用する団体の構成員の半数以上が中学生以下である場合 利用料金の2分の1の額

- (10) 沖縄県中学校体育連盟若しくは那覇地区中学校体育連盟又は那覇市スポーツ少年団が主催する児童又は生徒を対象とした行事に利用する場合 全額
- (11) 沖縄県高等学校野球連盟又は沖縄県野球連盟が主催又は共催する県大会、九州大会、全国大会等で利用する場合 利用料金の2分の1の額
- (12) 指定管理者が特別の理由があると認める場合 指定管理者が必要と認める額
- (13) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が必要と認める額
(遵守事項)

第4条 入場者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用許可を受けた施設以外の施設を利用しないこと。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、若しくは喫煙し、又は許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで物品の展示又は販売をしないこと。
- (4) 許可を受けないで壁面、柱、扉等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物類を携帯しないこと。
- (6) 幼児(小学校就学前の者をいう。)が入場又は入館するときは、保護者が付き添うこと。
- (7) その他指定管理者の指示すること。

(公告)

第5条 教育長は、条例第16条第1項の規定により那覇市営奥武山体育施設(以下「体育施設」という。)の管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 名称及び位置
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 条例第16条第2項の申請(以下「指定申請」という。)の方法
- (5) その他教育長が必要と認める事項

(指定申請)

第6条 指定申請は、教育長が定める期間内に行わなければならない。

2 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める申請書は、那覇市営奥武山体育施設

指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。

3 条例第16条第3項の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 法人にあつては、法人の登記事項に係る証明書
- (3) 役員の名簿及び履歴書
- (4) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (5) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における期末の財産目録及び収支決算書
- (6) 指定申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (7) 指定管理者の指定の予定期間に属する各年度の体育施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書
- (8) その他教育長が必要と認める書類
(指定等)

第7条 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をするときは、那覇市営奥武山体育施設指定管理者指定書(第2号様式)を交付する。

2 教育長は、条例第16条第1項の規定による指定をしないときは、那覇市営奥武山体育施設指定管理者不指定通知書(第3号様式)を交付する。
(協定)

第8条 指定管理者は、本市と体育施設の管理に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 管理を行うに当たって業務上知り得た秘密及び保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) その他教育長が必要と認める事項
(寄贈及び寄託)

第9条 体育施設は、野球に関する資料(以下「野球資料」という。)の寄贈及び寄託

を受けることができる。

- 2 野球資料として寄贈又は寄託をしようとする者は、教育長の定める手続きを経なければならない。
- 3 寄贈及び寄託を受けた野球資料は、体育施設内の野球資料館の展示資料、野球に関する調査研究のための資料等として整理保管するものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 条例付則第2項の規定に基づき、条例の施行の日前において行う指定管理者の指定に必要な手続きについては、第5条から第7条までの例による。

第1号様式(第6条関係)

那覇市営奥武山体育施設指定管理者指定申請書

年 月 日

那覇市教育委員会 教育長 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

那覇市営奥武山体育施設条例第16条第2項の規定により、那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

第2号様式(第7条関係)

那覇市教育委員会指令 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市教育委員会
教育長 印

那覇市営奥武山体育施設指定管理者指定書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営奥武山体育施設の指定
管理者の指定については、那覇市営奥武山体育施設条例第16条第1項の規定により、
下記のとおり指定します。

記

指定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

第3号様式(第7条関係)

那教 第 号
年 月 日

所在地

団体名

代表者 様

那覇市教育委員会
教育長 印

那覇市営奥武山体育施設指定管理者不指定通知書

年 月 日付けで申請のあった那覇市営奥武山体育施設の指定
管理者の指定については、指定しないので通知します。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第2号

平成21年11月30日

施 行 済

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会

委員長 西 原 篤 一

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程(平成元年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のとおり改正する。

改正前	改正後												
(額の決定) 第3条 教育委員会は、保護者、<u>学校長</u>、給食センター所長及び教育委員会が特に必要と認める<u>もの</u>の意見並びに物価の動向等を勘案して給食費の額を決定する。 2 教育委員会は、給食費の額に変更があったときは、遅滞なく<u>学校長</u>を通じて保護者に対し、通知しなければならない。 別表 <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>給食費の月額</td><td><u>3,800 円</u></td><td><u>4,300 円</u></td></tr></table>		小学校	中学校	給食費の月額	<u>3,800 円</u>	<u>4,300 円</u>	(額の決定) 第3条 教育委員会は、保護者、<u>校長</u>、給食センター所長及び教育委員会が特に必要と認める<u>者</u>の意見、物価の動向等を勘案して給食費の額を決定する。 2 教育委員会は、給食費の額に変更があったときは、遅滞なく<u>校長</u>を通じて保護者に対し、通知しなければならない。 別表(<u>第2条関係</u>) <table><tr><td></td><td>小学校</td><td>中学校</td></tr><tr><td>給食費の月額</td><td><u>4,300 円</u></td><td><u>4,800 円</u></td></tr></table>		小学校	中学校	給食費の月額	<u>4,300 円</u>	<u>4,800 円</u>
	小学校	中学校											
給食費の月額	<u>3,800 円</u>	<u>4,300 円</u>											
	小学校	中学校											
給食費の月額	<u>4,300 円</u>	<u>4,800 円</u>											
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。													

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第45号

平成21年12月2日

掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|---------------------|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,919人 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,979人 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,990人 |

那覇市選挙管理委員会告示第46号

平成21年12月3日

掲 示 済

那覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者署名簿の縦覧の期間及び場所について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条の2第2項の規定により縦覧に供する那覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者署名簿に記載した書面の縦覧の期間及び場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の期間 平成 2 1 年 1 2 月 8 日 ~ 1 2 月 1 4 日
(午前 8 時 3 0 ~ 午後 5 時)

縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 4 7 号
平成 2 1 年 1 2 月 7 日
掲 示 済

那覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者
署名簿の署名をした者の総数等について

地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 9 5 条の 2 の規定により、那
覇市無防備平和の街づくり条例の制定を求める那覇市条例制定請求者署名簿の署
名をした者の総数及び有効署名総数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | | |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 署名をした者の総数 | 1 4 , 3 9 2 人 |
| 2 | 有効署名総数 | 1 2 , 1 7 2 人 |